

**日本の医療サービスの海外展開に関する調査事業
(ウラジオストク画像診断センター(仮称)プロジェクト)
報告書**

平成24年2月

北斗ヘルスケアコンソーシアム

**日本の医療サービスの海外展開に関する調査事業
(ウラジオストク画像診断センター(仮称)プロジェクト) 報告書**

目 次

第1章 事業概要	4
1-1. 事業の趣旨	4
1) 背景	4
2) 目的	4
1-2. 事業計画	5
1) 事業スキーム及び事業収支の当初見通し	5
1-3. 今年度事業における実施内容	7
1) 実施項目	7
2) 実施体制	9
3) 想定される成果	9
第2章 海外展開対象国・地域の概要	11
2-1. 当該国・地域に関する基本情報	11
1) 社会環境	11
2) 経済環境	12
3) 日本との関係	16
2-2. 医療環境	17
1) 疾病構造	17
2) 医療費	24
3) 医療機関	26
4) 医療従事者	27
5) 医療器械	30
第3章 当該対象国・地域への展開に係る法制度及び規制	31
3-1. 医療に係る制度・規制	31
3-2. 貿易及び輸出入に係る制度・規制	33
3-3. 事業活動に係る制度・規制	34
3-4. その他事業実施に係る制度・規制	42
第4章 海外展開事業の実施結果	43
4-1. ウラジオストク画像診断センター開設に向けたインフラ整備	43
1) 建屋の整備	43
2) 医療器械の導入	44
3) 事業体の設立	44
4-2. 提供する画像診断サービスの検討	44
1) 画像診断サービスに関する現地ニーズ	45
2) サービスメニューの検討	45
4-3. 事業運営に必要となる人材の育成	45
1) 目的	45

2) 研修の実施.....	45
3) 研修の成果.....	46
4－4. 地元医療機関との提携関係構築に向けた準備	47
4－5. 日本の医療に関する啓発および広報の実施	48
1) 目的.....	48
2) 啓発・広報の実施.....	48
3) 啓発・広報の成果.....	49
4－6. ロシア国内の医療機関・保険会社とのネットワーク構築に向けた準備	49
第5章 当該国・地域における事業展開に向けた検討	50
5－1. 本事業の展開可能性に関する検証.....	50
5－2. 事業計画案.....	50
1) 事業スキーム及び事業収支の見通し.....	50
2) 実施体制.....	53
3) 次年度のアクションプラン	55
5－3. 事業展開に関して政府に期待する事項	56
参考資料.....	57

第1章 事業概要

1-1. 事業の趣旨

1)背景

ロシアは平均的な医療サービスの水準が低く、治療のみならず正確な診断を必要としている患者が多い。また、ある程度の診断ができたとしても、それに基づいて治療をすべきか、すべきとしたら何が可能かということが医療者側から指示されず、診断の結果何をすべきか分からず困っている患者も多い。MRI や CT が十分に設備されておらず画像診断が一般的に普及していないこと、医療者側の責任があいまいで国民が医療をあまり信用していないことがその主な原因である。

そのため、医療水準の高い国で医療サービスを受けたいと希望する患者が多く、近年は特に、イスラエル、ドイツ、日本などへ渡航する例が多く見られる。しかし、ロシアにおける診断が正確に行われることが少ないため、渡航先で効率よく医療サービスを受けることができない。このような状況は、渡航と治療にかかる費用を用意しなければならない患者側にとっても、難なくできるはずの必要最低限の診断すらできていない状態での受入れ判断を余儀なくされる医療機関側にとっても極めて負担が大きい。

診断センター開設予定地であるウラジオストク市は人口 60 万人であるが、ロシアの極東地域における拠点としてロシア政府が開発と国際都市化を推進しており、極東経済の中心都市としてこれからの人口増加も予測される将来性の高い都市である。また、日本に近いという地の利がある。

2)目的

本事業は、ロシア沿海州ウラジオストク市に「ウラジオストク画像診断センター（仮称）」（以下診断センターという）を開設し、日本の高品質な医療サービスを提供する事業である。本年度は、診断センターのプレオープン（試験的オープン）までに必要な作業を行い、実際に画像診断を実施するまでに何が必要となるかを確認する。次年度には実際にオープンし、地元及び日本側にとっての利点だけでなく問題点や課題をさらに具体的に把握し、よりよいサービスの提供を目指す。

診断センターは、ロシアで特に症例の多い脳卒中及び心筋梗塞を主な対象とした第二次予防医療（症状が出る前の病巣の発見・治療）を行うことで上記 1）の問題を解決することを主な目的としている。各患者に対して、検査の結果に基づく適切なアドバイスができることがすでに既存の地元医療機関との差別化となると考えられ、それが日本の医療サービスに対する信頼感を深めることにもつながる。さらに、何らかの異常が発見された場合には、診断センターが日本での治療のための窓口になることにより、患者にさらなる安心感を与えるとともに、日本において治療を行う医療機関に対して正確な情報提供ができるという利点がある。但し、各患者の事情によってロシア国内でも可能な治療であればその機会が提供できるよう、地元医療機関との関係構築は常に行っていく方針である。

患者負担を軽減するという点では、保険会社との提携も必要と考えられるため、診断センターで適用となる保険商品の開発、さらには日本で治療を受ける際に利用できる保険商品の開発を、ロシア大手保険会社の協力により目指す。

予防医療、生活習慣、検診という考え方があまり一般に理解されていないロシアにおいては、サービスの提供と並行して、検診の重要性を理解してもらう啓発活動も重要と考えている。その

ために、定期的なセミナー開催の機会をつくっていく。

サービスを提供する側の人材教育も不可欠である。第二、第三の日本の診断センター、将来的には治療施設をロシア国内に設けていくためにも、機械設備だけでなくそれを利用する人材の育成が重要である。

十分な診断機械がない、正確な診断がなされない、不正確な診断により不安に陥るという、現在患者が直面している問題を解決し、品質の高い日本の医療サービスを提供するとともに、できるだけ患者負担も軽減する方策を探すが、本事業の目的であり、それが今まさに地元で求められていることである。

1-2. 事業計画

1) 事業スキーム及び事業収支の当初見通し

事業主体は、合弁会社である。合弁会社の設立者は、社会医療法人北斗を中心として、日本からはロシア人を対象にインバウンド事業に実績の多いピー・ジェイ・エル株式会社（以下 PJL という）、ロシアからはアキラ社及び当事業地の所有者の保養所“ストロイチェリ”が参加する。

社会医療法人北斗は日本の医療技術・医療サービスを提供し、PJL が日本側とロシア側をつなぐ役割をする。また共同事業者である保養所“ストロイチェリ”より所有の土地・建物の提供を受け、改修・増築により医療施設の整備を行う。

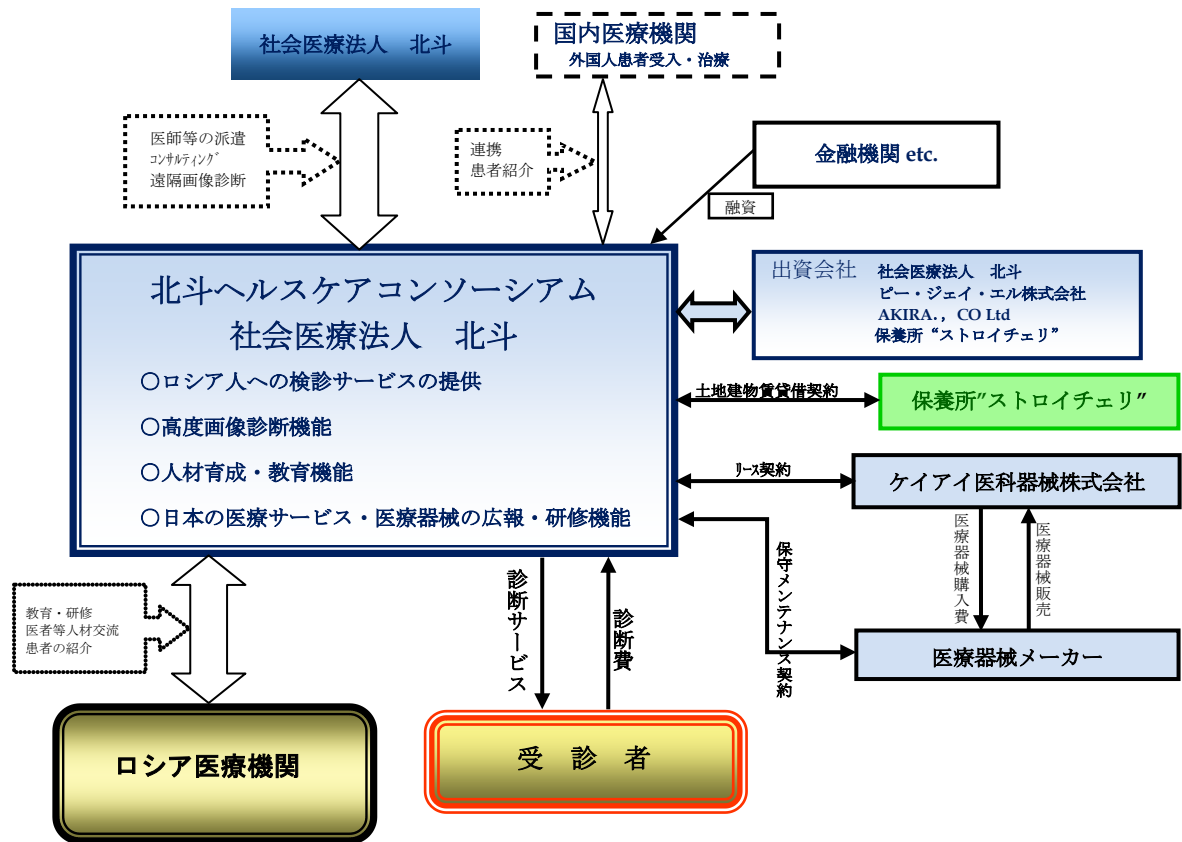
画像診断用の主要医療器械は日立メディコ及びケイアイ医科器械の協力によりリースにて提供を受ける。

ロシアは、医療サービスの水準が低く、検診・診断といった医療サービス、及び予防医療という概念が浸透していないのが現実である。また最新の医療器械が入っていても有効に活用されておらず、また診断技術も高くない。

今後、有効な医療サービスの提供を行う上で検診機能の充実と診断サービスの必要性を伝承し日本の医療サービスの考え方を一般的に広めていくものである。

事業としてはロシア、特に沿海州には無い医療サービス事業であるため、ウラジオストク市民 60 万人さらには沿海州及びその周辺の人口約 200 万人を対象に展開し得るもので、ロシアにおける医療サービスとして検診・診断サービスの必要性及び医療サービスシステムを広く定着させる。具体的なサービスメニューを次のとおり日本側から提案し、ロシアにおける様々な要素を考慮しながら、ロシア側パートナーと協議中である。

図表・1 事業スキーム



1-3. 今年度事業における実施内容

1) 実施項目

(1) サービスコンセプトの決定、建屋設計、医療器械の選定

診断センターにおいて提供される画像診断サービスは、MRI 及び 64 列マルチスライス CT による画像診断により、無症候性脳血管疾患及び、無症候性虚血性心疾患を早期に発見し、非侵襲的な治療により発症を防ぐことを目指すものである。さらに、エコー、生化学分析器、血球計算機、ABI を設備することで総合的な診断（人間ドック）となる検査メニューを用意する。診断は、現地で撮影した画像データを日本に送ることで、経験豊富な日本の医師による正確な診断を実現する。この目的のため、本年度事業においては、診断センター建屋の設計、医療器械の選定を主に行う。

(2) ロシアにおける法的手続き・運営に関する課題の把握

診断センターの経営は、現地に設立する合弁会社にて行うため、合弁会社の設立手続き、その後の経営上の留意点を課題として把握する。

(3) 人材育成・教育の実施

現地での画像撮影では、正確に医療器械を用いて精度が高く十分なデータを得る必要があるため、医師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療人から成るチームを日本から派遣してその技術を活かすこととする。ただし、将来的にはロシアの医療者が同じレベルのサービスを提供できるよう、オープン当初はロシアの医療者への教育を兼ねて各分野の専門家が日ロペアになり現地での医療サービスに従事する。そのための教育については、診断センター開設準備段階から行う。具体的には、ロシア人検査技師（3 名程度を想定）及び看護師（1 名程度）を来日させて研修を実施する。なお、来日して研修を受けるスタッフには、検査技師以外に事務部門スタッフ（2 名程度）も含まれる。品質の良い日本の医療サービスを学んでもらうためである。

(4) 地元医療機関との提携関係整備に関する課題の把握

診断結果に基づく適切な治療を実現するため、地元医療機関及び医科大学などと連携する。これにより、地元の医療機関から患者の紹介を受けて集客すること、さらには診断後の治療の指示を当方の診断センターや日本国内の医療機関から地元の医療機関に対して与えることが可能となる。また、日本で治療を受けた患者に対する、帰国後のフォローにおいても地元医療機関等との連携は重要といえる。本年度は主にウラジオストク市立の複数の医療機関との間で基本的な合意をすることを想定して、提携関係の整備を進める上での問題点や課題等について整理する。

(5) 啓発活動・広告活動の実施

高品質な日本の医療器械、画像診断技術・思想を地元医療機関に広く伝えることは、将来の

日本の医療器械の拡販、医療水準の向上にも貢献しうる。そこで、現地医療者及び医学生を対象としたセミナーや勉強会を来年度から開始するために必要な要件を整理する。また、来年度から定期的に開催するセミナーや勉強会によって、医療関係者の間に正確な情報が流れることが広告活動にもなる。

(6)ロシア国内の医療機関・保険会社とのネットワーク構築

本事業では、診断センターにおける診断結果に基づく治療のコーディネートだけでなく、モスクワ市を中心としたロシアのヨーロッパ地域の医療機関とも提携することで、治療相談に応じることを可能とする。さらに、ロシアの任意医療保険が適用できるよう、ロシアの大手民間保険会社（ソガス社）との提携の準備を始める。

図表・3 今年度事業における実施スケジュール

実施項目	平成 23 年										平成 24 年	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	
(1) 事業計画・事業管理												
(2) 診断センター整備												
(3) 医療器械：選定												
(4) 医療器械：設置場所整備												
(5) 医療器械：輸送・据付け												
(6) ロシアにおける法的手続き												
(7) 人材育成・教育												
(8) 地元医療機関との提携関係整備												
(9) 啓発・広告活動												
(10) 保険会社との交渉												
(11) 報告書作成												

2)実施体制

社会医療法人北斗は以下の業務を自ら実施すると同時に、組成するコンソーシアムの参加者および外部協力団体（外注先含む）に対して以下の業務を再委託または外注し、モデル事業全体を取りまとめる。なお状況に応じて相互に協力し全体として本事業を進める。

図表・4 今年度事業における実施体制

社会医療法人北斗が組成するコンソーシアムの実施体制は以下のとおりである。

関係事業者		事業計画・事業管理	診断センター整備	医療器械			ロシアにおける法的手続き	人材育成・教育	地元医療機関との提携関係整備	啓発・広告活動	保険会社との交渉
				選定	設置場所整備	輸送・据付け					
コンソーシアム	社会医療法人 北斗	◎	○	◎	○	○	○	◎	○	◎	○
	参加団体再委託 ピー・ジェイ・エル株式会社		○			◎	◎	○	◎	○	◎
外注先1 設計会社			◎		◎	○					
外注先2 医療器械メーカー及びレンタル会社				○	○	○					

(担当種別 ◎;主担当 ○;担当)

3)想定される成果

ロシアにおける初めての日本の診断センターとして大きなインパクトが予想される。

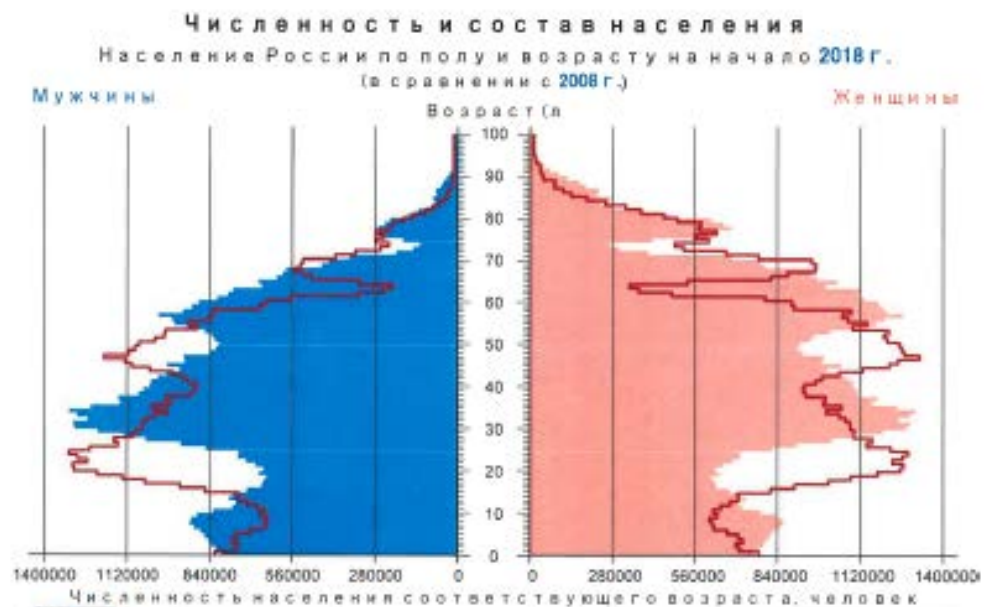
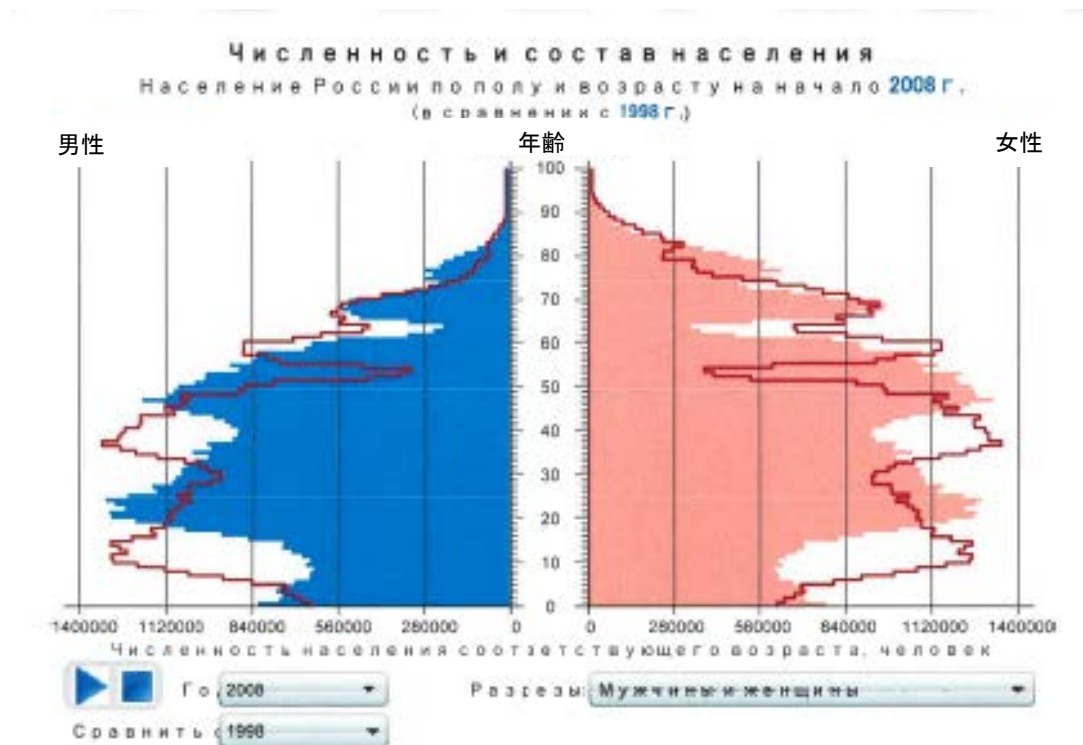
- ・今まで情報がなくて存在を示せなかった日本の医療サービスについて知ってもらうことができる。そのため、インバウンドへの窓口にもなり得る。
- ・どこに相談したらよいか分からないでいる患者さんがどこに問い合わせたらよいか分かるようになる。また、日本での治療に関する問い合わせ窓口となる。
- ・第二、第三の日本の診断センターの計画立案の可能性が大きくなる。
- ・第二、第三の計画とともに、日本の医療器械メーカーによる販売可能性が高まることが期待できる。
- ・ロシア及び地元の一般市民における「予防医療」の意識の変化が期待でき、当診断センターへの集客、将来的な事業拡大の可能性が出てくる。
- ・地元医療関係者及び医学を学ぶ学生の関心が、日本の医療器械ばかりでなく、日本の医療サービスにも広がる。
- ・ロシアに進出している外国企業との将来的な提携が期待できる。

第2章 海外展開対象国・地域の概要

2-1. 当該国・地域に関する基本情報

1) 社会環境

人口動態 2008 年と 1998 年の比較
(赤実線が 1998 年)



Е/

- ・高齢者人口における男女差が大きい（高齢者は女性が多い）。飲酒に起因する死亡原因が多いがその一因と考えられる。
- ・政府の一時的な措置により 2008 年頃の出生率は上がるもののその後は維持されない。
- ・平均寿命は少しずつ伸びてはいるが（下表参照）生活習慣についての国民の意識の変化を期待できる政策や措置がなされていないため、日本の平均寿命に近づくほどには伸びない。

平均寿命

年	全人口			都市部			農村部		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
1896-1897 (ロシア欧州部 50 の地域)	30.54	29.43	31.69	29.77	27.62	32.24	30.63	29.66	31.66
1926-1927 (ロシア共和国ヨーロッパ地域)	42.93	40.23	45.61	43.92	40.37	47.5	42.86	40.39	45.3
1961-1962	68.75	63.78	72.38	68.69	63.86	72.48	68.62	63.4	72.33
1970-1971	68.93	63.21	73.55	68.51	63.76	73.47	68.13	61.78	73.39
1980-1981	67.61	61.53	73.09	68.09	62.39	73.18	66.02	59.3	72.47
1990	69.19	63.73	74.3	69.55	64.31	74.34	67.97	62.03	73.95
1995	64.52	58.12	71.59	64.7	58.3	71.64	63.99	57.64	71.4
2000	65.34	59.03	72.26	65.69	59.35	72.46	64.34	58.14	71.66
2001	65.23	58.92	72.17	65.57	59.23	72.37	64.25	58.07	71.57
2002	64.95	58.68	71.9	65.4	59.09	72.18	63.68	57.54	71.09
2003	64.85	58.55	71.84	65.35	59	72.18	63.42	57.29	70.86
2004	65.27	58.89	72.3	65.81	59.38	72.65	63.76	57.55	71.27
2005	65.3	58.87	72.39	65.99	59.52	72.86	63.44	57.19	71.07
2006	66.6	60.37	73.23	67.29	61.03	73.7	64.73	58.67	71.89
2007	67.51	61.39	73.9	68.21	62.09	74.34	65.6	59.57	72.62
2008	67.88	61.83	74.16	68.59	62.53	74.62	65.96	60	72.86
2009	68.67	62.77	74.67	69.38	63.5	75.13	66.72	60.87	73.38

出所) ロシア連邦国家統計局「ロシアにおける保健 2011 年」

2)経済環境

1 人あたりの平均所得

	2010 年				2011 年			
	1 四半期あたり	半年あたり	9 か月あたり	年間	1 四半期あたり	半年あたり	9 か月あたり	年間
人口 100 とした場合	100	100	100	100	100	100	100	
1 か月あたりの所得(ルーブル)								
3,500.0 以下	4,8	4,3	4,2	3,9	3,4	3,1	3,1	
3500,1 - 5000,0	7,0	6,3	6,2	5,6	5,6	5,2	5,0	
5000,1 - 7000,0	11,3	10,4	10,2	9,4	9,9	9,1	8,9	
7000,1 - 10000,0	16,8	15,8	15,5	14,7	15,7	14,8	14,4	
10000,1 - 15000,0	21,4	20,9	20,7	20,2	21,6	21,0	20,5	

15000,1 - 25000,0	22,2	22,9	23,0	23,5	24,1	24,5	24,5	
25000,1 - 35000,0	8,8	9,8	10,0	10,8	10,2	11,0	11,3	
35000,0 以上	7,7	9,6	10,2	11,9	9,5	11,3	12,3	

出所) ロシア連邦国家統計局 ホームページ

2011 年第 3 四半期における最低生活費 (2012 年 1 月 30 日時点)

ホームページ

Величина прожиточного минимума за III квартал 2011 года (по состоянию на 30 января 2012 года)



出所) ロシア連邦国家統計局 ホームページ

※ 1 か月あたり (ルーブル)

濃い青 : 5000 以下、青 5001~5500、薄い青 : 5501~6500、薄い茶 : 6501~7500、茶 : 7501~9500、濃い茶 : 9500 以上

- ・最低生活費は、気候の厳しい地域、首都から離れた遠隔地ほど高く設定されている。
- ・平均的な給与は全体的に高くなく、1 か月あたり 10 万円以上 (1 ルーブルを約 3 円にて換算) の人口は全体の 10% 程度。
- ・統計に表れない所得もあると考えられるため正確な数字は不明であり、また地域によって違いはあるが、経済的に十分な余裕のある層は全体の 5% 程度と一般的にみられている。

基礎的経済指標

現地通貨: ルーブル

項目	2008 年	2009 年	2010 年
GDP			
実質 GDP 成長率 (%)	5.2	-7.8	4.0
名目 GDP 総額 - 現地通貨 (単位 : 100 万)	41,276,800	38,786,400	44,939,200
名目 GDP 総額 - ドル (単位 : 100 万)	1,660,367	1,222,330	1,465,079
一人あたりの GDP (名目) - ドル	11,704	8,545	10,356
消費者物価指数			
消費者物価上昇率 (%)	13.3	8.8	8.8
(備考)	期末比	期末比	期末比
失業率 (%)	7.8	8.2	7.2
(備考)	ILO 方式、期末値	ILO 方式、期末値	ILO 方式、期末値
産業生産指数・エネルギー			
農林水産業生産指数伸び率 (前年比) (%)	10.8	1.4	-11.9
(備考)	農業のみ	農業のみ	農業のみ
鉱工業生産指数伸び率 (前年比) (%)	0.6	-9.3	8.2
国際収支			
経常収支 (国際収支ベース) - ドル (単位 : 100 万)	103,530	48,605	70,599
貿易収支 (国際収支ベース) - ドル (単位 : 100 万)	155,453	91,750	122,484
(備考)	財、サービス	財、サービス	財、サービス
外貨準備高 - ドル (単位 : 100 万)	411,750	416,649	443,586
(備考)	金を除く	金を除く	金を除く
対外債務残高 - ドル (単位 : 100 万)	480,541	467,245	489,043

(備考)	期末値	期末値	期末値
為替レート（期中平均値、対ドルレート）	24.8529	31.7404	30.3679
為替レート（期末値、対ドルレート）	29.3804	30.2442	30.4769
通貨供給量伸び率（％）	14.3	17.3	24.6
輸出額 - ドル（単位：100 万）	467,921	301,667	396,442
(備考)	ベラルーシ含む、 通関ベース	ベラルーシ含む、通関 ベース	ベラルーシ・カザフス タン含む、通関ベース
対日輸出額 - ドル（単位：100 万）	10,327	7,251	12,833
輸入額 - ドル（単位：100 万）	267,040	167,348	228,953
(備考)	ベラルーシ含む、 通関ベース	ベラルーシ含む、通関 ベース	ベラルーシ・カザフス タン含む、通関ベース
対日輸入額 - ドル（単位：100 万）	18,586	7,252	10,287
直接投資受入額 - ドル（単位：100 万）	27,027	15,906	13,810
(備考)	ルーブル建ての投 資を含む	ルーブル建ての投資 を含む	ルーブル建ての投資 を含む

【出所】

名目 GDP 総額（ドル）、一人あたりの GDP：IMF "World Economic Outlook Database" [2011 年 9 月時点]
 為替レート、外貨準備高：IMF "IFS" CD-ROM
 通貨供給量伸び率：IMF "International Financial Statistics Yearbook"
 経常収支、貿易収支、対外債務残高：ロシア中央銀行 ウェブサイト <http://www.cbr.ru/> [2011 年 9 月時点]
 対日輸出入額："貿易通関統計年鑑 2002" (01)、
 "貿易通関統計年鑑 2003" (02)、"貿易通関統計年鑑 2004" (03)、"貿易通関統計年鑑 2005" (04)、"貿易通関統計年
 鑑 2006" (05)、ロシア連邦税関局ウェブサイト (06-10) [2011 年 9 月時点]

以下、すべてロシア国家統計局

実質 GDP 成長率：ウェブサイト (01-10) [2011 年 4 月時点]

名目 GDP 総額（現地通貨）：ウェブサイト (01-10) [2011 年 4 月時点]

消費者物価上昇率：ウェブサイト(01-10) [2011 年 2 月時点]

失業率："ロシア社会経済統計月報 2001 年 XII" (01)、"ロシア社会経済統計月報 2002 年 XII" (02)、"ロシア社会
 経済統計月報 2003 年 XII" (03)、"ロシア社会経済統計月報 2004 年 XII" (04)、

"ロシア社会経済統計月報 2005 年 XII" (05)、"ロシア社会経済統計月報 2006 年 XII" (06)、"ロシア社会経済統計
 月報 2007 年 XII" (07)、ウェブサイト(08-10) [2011 年 9 月時点]

農林水産業指数伸び率：ウェブサイト (01-10)[2011 年 9 月時点]

鉱工業生産指数伸び率：ウェブサイト (01-10) [2011 年 9 月時点]

輸出入額：ウェブサイト(01-10)[2011 年 9 月時点]

直接投資受入額："統計年鑑 2005" (01-02)、"統計年鑑 2008" (03-07)、"ロシア社会経済統計月報 2009 年 I" (08)、
 ウェブサイト(09-10) [2011 年 9 月時点]

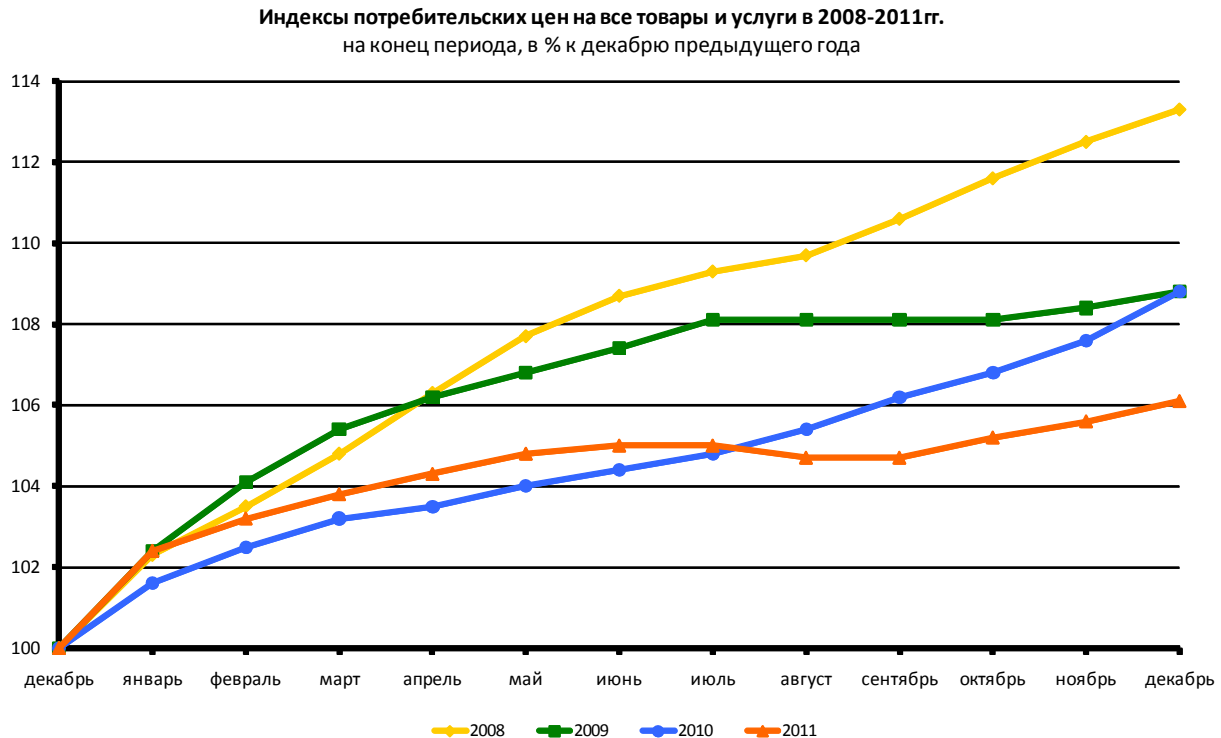
【注】

通貨供給量伸び率:IMF "International Financial Statistics Yearbook 2011","Broad Money"を通貨供給量伸び率とし
 て掲載

出所) ジェトロ ホームページ

2008 年から 2011 年までの消費者物価の推移

(年末時点での前年同期比(%)、横軸は月)



出所) ロシア連邦国家統計局ホームページ

- ・経済全体としては堅調に成長しているといえる。
- ・経済的にある程度恵まれた中間層以上は健康に対する意識を少しずつ高めている。しかし、国の医療政策がかなり遅れており、GDPにおける医療費の割合も低い。
- ーGDPに占める医療費の割合(2008年、ロシア連邦国家統計局による)は、
ロシア 4.4%、英国 7.8%、フランス 8.7%、アメリカ 14%、ドイツ 8.1%、日本 8%である。
- ・そのため、自費による国内での診療や、外国での診療に対する需要は変わらず維持されると考えられる。

3)日本との関係

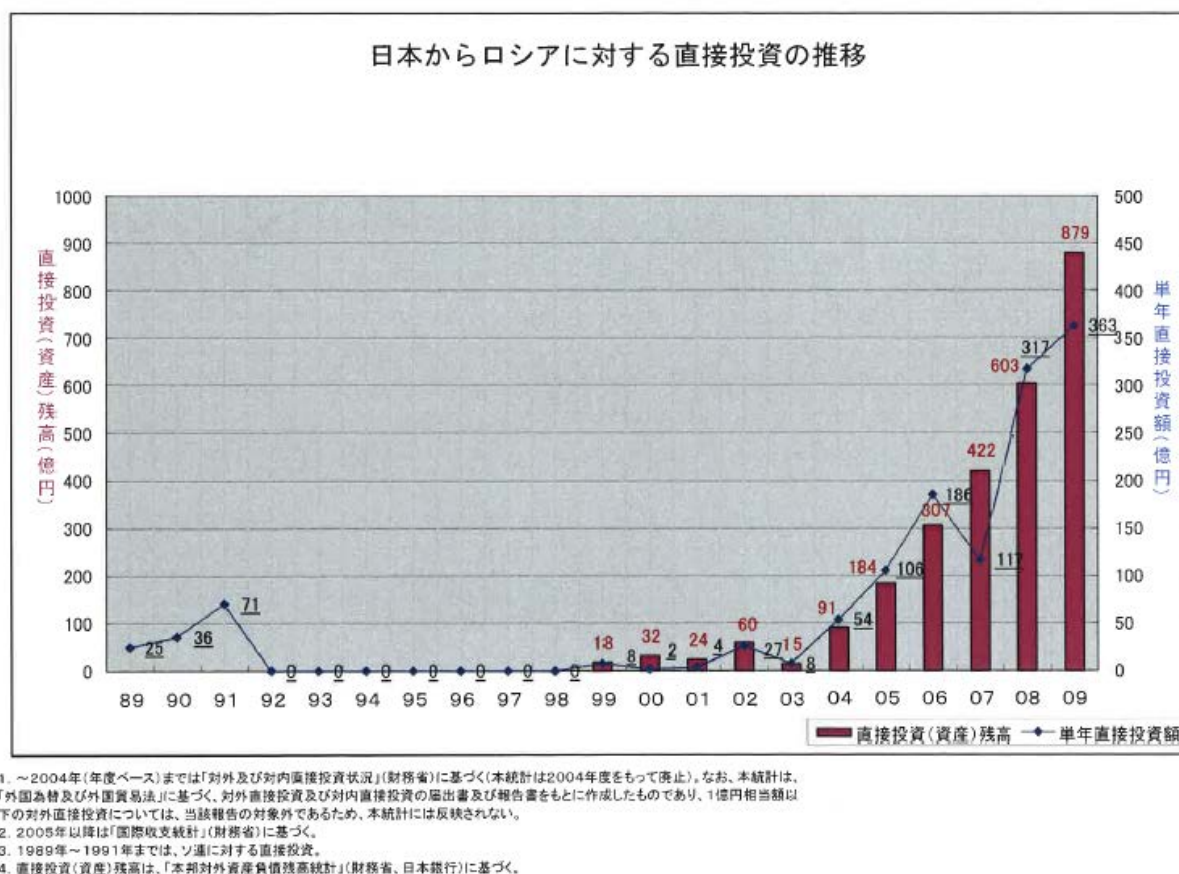
(1) 平和条約、領土問題(外務省ホームページより抜粋)

1993年の東京宣言において、領土問題を北方四島の帰属に関する問題であると位置づけ、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結し、両国関係を完全に正常化するとの手順を明確化し、領土問題を①歴史的・法的事実に立脚し、②両国の間で合意の上作成された諸文書及び、③法と正義の原則を基礎として解決する、との明確な交渉指針を示した。その後も首脳会談のたびに上記の確認は行われるものの、具体的な進展をみていない。最近の動きとしては、2008年7月の北海道洞爺湖サミットの際の日ロ首脳会談において、①日ロ間に平和条約が存在しないことは、幅広い分野における両国関係の進展にとり支障になっていること、②平和条約については、日ロ間

の領土問題を最終的に解決するものでなければならないこと、③これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、平和条約につき、誠実に交渉していくこと、④この問題を最終的に解決するために前進しようとする決意が双方において存在すること等を、現段階における共通の認識として確認した。また、同年11月のペルーAPECの際の首脳会談では、メドヴェージェフ大統領から、この問題の解決を次世代にゆだねることは考えていない、首脳の善意と政治的意思があれば解決できる旨述べ、その上で、両首脳は、本年、首脳レベルの集中的な話し合いを行っていくことで一致するとともに、これらの首脳レベルの会談を念頭に、今後必要となる作業に言及した上で、具体的な作業に入るよう、事務方に指示を下ろすことで一致した。

(2) 経済関係

日ロの経済交流は活発化している。2011年の貿易額は、輸出入とも前年比で20%程度伸びている。また、日本企業によるモスクワでの事務所開設、現地法人設立の動きも盛んで、自動車産業をはじめとしてロシアに生産拠点を置くメーカーも増えつつある。



出所) 外務省ホームページ

2-2. 医療環境

1) 国民の健康に関する意識

ロシア保健社会発展省による調査「日常生活の健康に対する影響について」(2008年)から次のことが分かる(抜粋)。

- (1) 85%の人が、家族または健康が最も大事なものと考えている。
- (2) しかし、健康を維持するようなライフスタイルを多くの人が身につけていない。
- ①64.1%の人が正しい食生活をおくっていないと回答。
- ②76.4%の人が運動をしていないと回答。
- ③33.7%の人が喫煙習慣があると回答、うち48%は1日あたり11～20本の喫煙量。
- ④84.7%の人が飲酒の習慣があると回答、うち4人に1人がウォッカ、コニャックなどの強いアルコール飲料を習慣的に飲んでいる。(3) 自分を健康だと評価しているのは28.8%、普通と評価しているのは59%、悪いと答えたのは10.8%、どちらとも言えないが1.4%。所得別にみると、健康状態が悪いと回答したのは、所得の高い層では5.5%、中間層で13.8%、低い層で27.9%である。
- (4) 全体の40.5%、また、慢性疾患のある人の38%が最近2年間健診を受けていない。
- (5) 大半の人が健康を比較的簡単に「再生できるもの」と考えており、健康にあまり気を付けていない。悪い生活習慣をやめる努力がなされていない。
- (6) 特定の疾患で(2007年中に)医療機関にかかったかどうかを聞いたところ次のとおり：ヘルニア32.2%、高血圧及び・または虚血性疾患27.0%、関節炎10.5%、胆のう炎10.0%、気管支炎8.9%、甲状腺の異常7.5%、胃潰瘍及び・または十二指腸潰瘍6.7%、尿路結石5.8%、糖尿病3.4%、ぜんそく2.5%、その他17.6%。
- (7) 調子が悪い時に医療機関にかかるのは56.4%、薬をのむことや民間療法によって自分で治そうとするのが62.7%、西洋医学でない処置を受けると答えたのが2.6%、何もしないのが3.6%との結果だった。
- (8) 正式に結婚をしている人のうち、11.3%が無条件に子供を持ちたいと回答、15.2%は条件がそろえば子供を持ちたい、63.9%が今後子供を持ちたくない、9.6%が回答なし、との結果だった。

2)疾病構造

主な疾患の罹患率(2000年～2010年) (最初に診断された患者数)

(ロシア保健省によるデータ、ロシア統計局による集計)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	合計数：単位 千人										
全体	106328	104322	106742	107385	106287	105886	108842	109571	109590	113877	111428
うち											
感染症	6448	6350	5939	5414	5505	5312	5327	5332	5187	4916	4690
新生物	1226	1239	1295	1287	1375	1357	1418	1437	1437	1525	1540
血液疾患、造血器官疾患、免疫機能障害	551	563	731	626	648	647	765	776	758	724	705
内分泌系疾患、代謝障害	1234	1297	1546	1373	1407	1361	1672	1638	1629	1481	1461
神経疾患	2227	2179	2246	2174	2228	2178	2318	2361	2419	2374	2345
目及び目の従属器官の疾患	4638	4701	4836	4722	4871	4778	5107	4976	4858	4778	4715

耳及び乳状突起の疾患	3191	3234	3305	3231	3415	3425	3502	3563	3526	3733	3867
循環器疾患	2483	2605	2805	2954	3146	3278	3787	3719	3781	3761	3734
呼吸器疾患	46170	43012	43005	44560	41946	41915	42338	42958	43221	48148	46281
消化器疾患	4698	4841	5149	5063	5079	5034	5024	4904	4910	4902	4778
皮膚及び皮膚下細胞の疾患	6407	6561	6763	6763	6993	7073	7239	7161	7056	6991	6886
骨・筋肉・結合組織の疾患	4452	4583	5059	4818	4875	4746	5040	5022	5013	4952	4789
泌尿器疾患	5470	5627	5880	6035	6523	6560	6967	6940	6916	6835	6842
妊娠・出産・産後合併症	2085	2181	2386	2512	2468	2471	2519	2651	2736	2881	2889
先天性異常(発育障害)、変形、染色体障害	214	211	241	236	236	243	257	273	295	296	295
外傷、中毒、その他の外的要因によるもの	12544	12716	12866	12903	12846	12808	12759	13072	13021	12855	13096

	人口千人あたり										
全体	730,5	719,7	740,1	748,6	744,9	745,9	763,9	771,0	772,0	802,5	779,6
うち											
感染症	44,3	43,8	41,2	37,7	38,6	37,4	37,4	37,5	36,5	34,6	32,8
新生物	8,4	8,5	9,0	9,0	9,6	9,6	9,9	10,1	10,1	10,7	10,8
血液疾患、造血器官疾患、免疫機能障害	3,8	3,9	5,1	4,4	4,5	4,6	5,4	5,5	5,3	5,1	4,9
内分泌系疾患、代謝障害	8,5	8,9	10,7	9,6	9,9	9,6	11,7	11,5	11,5	10,4	10,2
神経疾患	15,3	15,0	15,6	15,2	15,6	15,3	16,3	16,6	17,0	16,7	16,4
目及び目の従属器官の疾患	31,9	32,4	33,5	32,9	34,1	33,7	35,8	35,0	34,2	33,7	33,0
耳及び乳状突起の疾患	21,9	22,3	22,9	22,5	23,9	24,1	24,6	25,1	24,8	26,3	27,1
循環器疾患	17,1	18,0	19,5	20,6	22,1	23,1	26,6	26,2	26,6	26,5	26,1
呼吸器疾患	317,2	296,8	298,2	310,6	294,0	295,3	297,1	302,3	304,5	339,3	323,8
消化器疾患	32,3	33,4	35,7	35,3	35,6	35,5	35,3	34,5	34,6	34,5	33,4
皮膚及び皮膚下細胞の疾患	44,0	45,3	46,9	47,1	49,0	49,8	50,8	50,4	49,7	49,3	48,2
骨・筋肉・結合組織の疾患	30,6	31,6	35,1	33,6	34,2	33,4	35,4	35,3	35,3	34,9	33,5
泌尿器疾患	37,6	38,8	40,8	42,1	45,7	46,2	48,9	48,8	48,7	48,2	47,9
妊娠・出産・産後合併症 ¹⁾	52,9	55,1	60,2	63,3	62,4	62,9	64,1	68,2	71,3	76,1	76,9

先天性異常(発育障害)、変形、染色体障害	1,5	1,5	1,7	1,6	1,7	1,7	1,8	1,9	2,1	2,1	2,1
外傷、中毒、その他の外的要因によるもの	86,2	87,7	89,2	89,9	90,0	90,2	89,5	92,0	91,7	90,6	91,6

¹⁾ 15 歳から 49 歳までの女性千人あたり

出所) ロシア連邦国家統計局ホームページ

ロシアは「社会的に重要な疾患」を法律で定めている：結核、性感染症、B型肝炎、C型肝炎、HIV、悪性新生物、糖尿病、精神・行動障害、高血圧に起因する疾患。呼吸器疾患が多いのは、喫煙や大気汚染のほか、感染症の割合も高いためと考えられる。感染症の中でもHIVは、ロシアが主要国の中で1%と高い感染率を示している（日本は0.1%以下、中国0.1%、米国0.6%、ドイツ0.1%、フランス0.4%、英国0.2%など：UNAIDS Report on the global AIDS epidemic 2010による）。

また、喫煙率も、ロシアは36%と高い（日本25%、中国25%、米国15%、ドイツ25%、フランス27%、英国16%など：WHO report on the global tobacco epidemic, 2011 による）。

主な死亡要因(1995 年～2008 年)

Причины смерти Causes of death	1995	2000	2005	2006	2007	2008
	Все население Total population					
	Мужчины и женщины Males and females					
Умершие от всех причин Deaths from all causes	2203811	2225332	2303935	2166703	2080445	2075954
в том числе: including:						
от болезней системы кровообращения diseases of the circulatory system	1163511	1231373	1299452	1232182	1185170	1185993
из них: of them from:						
от гипертонической болезни с преимущественным поражением сердца и/или почек hypertensive heart and/or renal disease (I11-I13)	9488	18014	21730	22930	23767	24365
от ишемической болезни сердца ischaemic heart diseases (I20-I25)	554605	578257	625544	607717	594183	599635
в том числе от инфаркта миокарда including myocardium infarction (I21-I22)	55988	62617	64009	64722	66369	66158
от других болезней сердца other forms of heart disease (I30-I51)	...	64303	109235	99741	94450	99227
от цереброваскулярных болезней	423331	463638	465157	434978	409796	401883

<i>cerebrovascular diseases (I60-I69)</i>						
от новообразований <i>neoplasm</i>	298710	297943	287915	286232	288563	289257
из них от злокачественных <i>of them malignant (C00-C97)</i>	295651	295325	285402	283732	285921	286628
в том числе: <i>including:</i>						
органов дыхания и грудной клетки <i>respiratory and intrathoracic organs (C30-C39)</i>	72167	66641	59497	58295	58140	57522
органов пищеварения <i>digestive organs (C15-C26)</i>	118622	113563	108803	107698	108359	108170
от внешних причин смерти <i>external causes of mortality</i>	348507	318716	315915	282785	259412	244463
из них: <i>of them from:</i>						
от случайных отравлений алкоголем <i>occasional alcohol poisonings (X45)</i>	43461	37214	40877	32982	25202	23947
от всех видов транспортных несчастных случаев <i>transport accidents (all types) (V01-V99)</i>	38630	39565	40165	38241	39138	35419
в том числе от дорожно-транспортных происшествий <i>including motor road accidents (V01-V99)</i>	...	...	...	24926	25890	23954
от самоубийств <i>suicides (X60-X84)</i>	60953	56934	46063	42855	41329	38406
от убийств <i>homicides (X85-Y09)</i>	45257	41090	35636	28844	25377	23738
от повреждений с неопределенными намерениями <i>event of undetermined intent (Y10-Y34)</i>	50162	41797	48131	42680	42048	41064
от случайных падений <i>accidental pedestrian (W00-W19)</i>	9264	13099	12885	11394	11048	11218
от случайных утоплений <i>accidental drownings (W65-W74)</i>	20458	16017	14419	12212	12762	10931
от случайных несчастных случаев, вызванных воздействием электрического тока, радиации и экстремальной температуры или атмосферного давления <i>exposure to electric current, radiation and extreme ambient air temperature and pressure (W85-W99)</i>	2824	3208	1750	1701	1610	1287
от случайных несчастных случаев, вызванных воздействием дыма, огня и пламени <i>exposure to smoke, fire and flames (X00-X09)</i>	8758	10633	12043	11423	10056	9874
от болезней органов дыхания <i>diseases of the respiratory system</i>	108780	102141	94736	82761	77947	79493
из них: <i>of them from:</i>						

от пневмоний <i>pneumonia (J12-J16,J18)</i>	29539	36107	46335	38970	37507	39595
от хронических болезней нижних дыхательных путей <i>chronic respiratory diseases (J40-J47)</i>	...	56885	41313	37537	34701	34037
в том числе от астмы <i>including asthma (J45-J46)</i>	8972	6578	4135	3593	3333	3009
от болезней органов пищеварения <i>diseases of the digestive system</i>	67825	64676	93808	89439	87680	90401
из них: <i>of them from:</i>						
от язвенной болезни <i>ulcer (K25-K27)</i>	8515	8635	7918	7861	8146	8144
от болезней печени <i>diseases of liver (K70-K76)</i>	...	29235	55110	51547	49082	51025
в том числе от алкогольной болезни печени <i>including alcoholic liver disease (K70)</i>	2642	5004	15385	14176	13131	13939
от желчекаменной болезни и холецистита <i>cholelithiasis and cholecystitis (K80-K81)</i>	3972	3412	2742	2670	2607	2618
от болезней поджелудочной железы <i>pancreas diseases (K85-K86)</i>	7022	7693	11132	10634	10694	11109
от некоторых инфекционных и паразитарных болезней <i>certain infectious and parasitic diseases</i>	30499	36214	38996	35738	34416	34540
из них: <i>of them from:</i>						
от кишечных инфекций <i>intestine infections (A00-A09)</i>	2093	1307	650	478	445	419
от туберкулеза (всех форм) <i>tuberculosis (all types) (A15-A19)</i>	22715	29800	32220	28474	26114	25388
от вирусного гепатита <i>viral hepatitis (B15-B19)</i>	554	845	1073	1116	1129	1246
от болезни, вызванной вирусом иммунодефицита человека (ВИЧ) <i>human immunodeficiency virus (HIV) disease (B20-B24)</i>	14	208	1529	2464	3626	4460
от болезней мочеполовой системы <i>diseases of urogenital systems</i>	18184	14990	11943	11466	11017	11207
от болезней нервной системы <i>diseases of the nervous system</i>	...	12939	16196	14844	14159	14634
от болезней глаза и его придаточного аппарата <i>diseases of the eye and adnexa</i>	...	16	12	11	12	8
от болезней уха и сосцевидного отростка <i>diseases of the ear and mastoid process</i>	...	196	148	163	171	155
от болезней эндокринной системы, расстройства питания и нарушения обмена веществ <i>endocrine, nutritional and metabolic diseases</i>	16463	12912	11783	11568	10906	10644

из них от сахарного диабета <i>of them diabetes mellitus (E10-E14)</i>	14926	11485	10434	10307	9745	9478
от психических расстройств и расстройств поведения <i>mental and behavioral disorders</i>	14968	8460	7964	7136	6520	6795
из них: <i>of them from:</i>						
от психических и поведенческих расстройств, вызванных употреблением алкоголя <i>mental and behavioral disorders due to use of alcohol (F10-)</i>	11632	5291	6185	5393	4983	5318
от психических и поведенческих расстройств, вызванных употреблением наркотических средств и других психоактивных веществ <i>mental and behavior disorders due to use of drugs and other psychoactive substances (F11-F19)</i>	160	212	98	161	136	132
от болезней костно-мышечной системы и соединительной ткани <i>diseases of osteomuscular systems and connective tissues</i>	2397	2505	1942	1995	1853	1782
от болезней крови, кроветворных органов и отдельных нарушений с вовлечением иммунного механизма <i>diseases of the blood and blood-forming organs and certain disorders involving the immune mechanism</i>	1525	1521	1231	1185	1258	1209
из них от анемий <i>of them hemolytic anemia (D55-D64)</i>	1064	946	719	698	747	714
от болезней кожи и подкожной клетчатки <i>diseases of skin and subcutaneous tissue</i>	1783	1628	2005	1828	1856	1843
от осложнений беременности, родов и послеродового периода ¹⁾ <i>complications in pregnancy, delivery and postpartum period¹⁾</i>	727	503	370	350	354	354
от симптомов, признаков и отклонений от нормы, выявленных при клинических и лабораторных исследованиях <i>symptoms, signs and abnormal clinical and laboratory findings, not elsewhere classified</i>	93792	102932	105979	94171	86659	91101
из них от старости <i>of them senility (R54)</i>	62550	60759	49676	44553	41236	45237

出所) ロシア連邦国家統計局「ロシアにおける保健 2011」

死亡原因で見ると、循環器疾患・脳血管疾患、がん、外部要因（交通事故、急性アルコール中毒など）の順に多い。生活習慣により、高血圧、喫煙、飲酒、肥満などリスク要因が多いためと考えられる。

3)医療費

国民皆保険基金の歳入と歳出

(百万ルーブル)

	2009	2010
Поступление 歳入	126562	101844
内訳		
税金、保険料	89825	97095
うち		
皆保険料	-	91028
統一社会保障税	88832	4889
連邦予算からの無償歳入	37896	4734
Расходование 歳出	130037	109124
内訳		
皆保険基本プログラムによる地方ごとの実施助成金	91643	86175
医療サービス及び妊婦と生後1年の子供の外来受診に関する費用	17000	17500
就労者の外来受診助成金	3789	4156
医療従事者(内科医、小児科医、総合診療医、看護師)への支払い助成金	2	-
孤児及び困難な生活環境にある子供の入院後外来受診助成金	824	796
非就労者(子供)に対する保険料助成	3823	-

出所) ロシア連邦国家統計局「ロシアにおける保健2011」

保健分野における基本的社会経済指標

	1995	2000	2005	2009	2010
	マクロ経済指標				
医療従事者数(年平均) ¹⁾ :					
単位:千人	4443	4408	4548	4638	4621
前年比(%)	101,6	100,0	101,3	101,5	99,6
有料サービス ²⁾ , 単位:100 万ルーブル(1995 年は 10 億ルーブル)					
医療サービス	2993	27448	109756	222950	244440
療養型サービス	3875	16840	36082	61090	60523
健康増進、スポーツ	289	2251	14862	28170	27857
有料サービス全体に占める割合(%)					
医療サービス	2,6	4,6	4,8	4,9	5,0
療養型サービス	3,4	2,8	1,6	1,4	1,2
健康増進、スポーツ	0,3	0,4	0,7	0,6	0,6
消費者物価指数(12 月時点における前年同期比(%)(1995 年は別))					
医療サービス	2,6	122,9	118,7	113,9	108,4
療養型サービス	2,6	134,7	111,2	109,5	105,4
健康増進、スポーツ	2,6	131,9	118,6	111,5	107,2
保健・社会保障費(単位:10 億ルーブル、1995 年は兆ルーブル)					
保健、健康増進、スポーツ	41,0	153,4	797,1	1653,0	1708,8
社会政策	21,0	127,9	1889,3	4718,8	6177,7
社会・文化政策に対する連邦予算全体における保健・社会保障費の割合(%)					
保健、健康増進、スポーツ	31,7	28,6	21,9	19,5	16,9
社会政策	16,2	23,9	51,9	55,7	61,0
月平均給与 ¹⁾ , (単位:ルーブル、1995 年は千ルーブル)	348,4	1371	5906	14820	15724
	医療サービス				
病院の数(単位:千件) ⁴⁾	12,1	10,7	9,5	6,5	6,3

外来診療所、クリニックの数(単位:千件) ⁴⁾	21,1	21,3	21,8	15,3	15,7
人口 10,000 人あたり ⁵⁾ :					
病院におけるベッド数 ⁶⁾	125,8	115,0	111,3	96,8	93,7
外来診療所受診数	235,1	243,2	256,9	257,7	258,6
医師	44,4	46,8	48,8	50,1	50,1
医療従事者	110,8	107,6	108,0	106,9	105,6
	療養型サービス ⁴⁾				
療養型施設数	5810	4876	4457	3855	3721
療養型施設における従事者数(単位:千人)	8832	8514	10281	9007	8951
	健康増進、スポーツ				
スポーツ施設数(単位:千件)	202	198	222	243	248
利用者数(単位:千人)	10528,8	12803,4	17510,3	24579,9	26262,3

¹⁾ 1995 年までは「保健 健康と社会保障」によるデータであったが、それ以降は「保健及び社会サービスの提供」によるデータである。

²⁾ 2010 年の値は速報値

³⁾ 連邦国庫データによる。2005 年以降は予算外の金額も考慮されている

⁴⁾ 2009 年、2010 年は零細企業を含まない

⁵⁾ 2005 年と 2009 年は 2010 年国勢調査を考慮していないが、2010 年は仮の値を考慮している

⁶⁾ 2009 年、2010 年はベッドは入院用のみ(日帰り入院を含まない)

出所) ロシア連邦国家統計局「ロシアにおける保健 2011」

4)医療機関

医療機関

(年末における数)

年	病院数 (千件)	ベッド数		外来・診療所数 (千件)	外来・診療所における平均 患者数	
		総数(千ベッ ド)	1 万人あたり ^{*)}		総数(千件)	1 万人あたり ^{*)}
1940	8,5	482,0	43,3	20,5	...	...
1950	10,5	609,8	59,2	20,4	...	...
1960	14,3	990,9	82,1	21,9	...	...
1970	13,8	1469,3	112,5	19,9	...	...
1980	12,5	1801,9	129,8	18,7	...	...
1990	12,8	2037,6	137,4	21,5	3221,7	217,3
1995	12,1	1850,5	125,8	21,1	3457,9	235,1
2000	10,7	1671,6	115,0	21,3	3533,7	243,2
2001	10,6	1653,4	114,4	21,3	3548,4	245,4
2002	10,3	1619,7	112,6	21,4	3565,2	247,8
2003	10,1	1596,6	111,6	21,5	3557,8	248,7
2004	9,8	1600,7	112,5	22,1	3577,5	251,3
2005	9,5	1575,4	111,3	21,8	3637,9	256,9

2006	7,5	1553,6	109,2	18,8	3646,2	256,4
2007	6,8	1521,7	107,2	18,3	3673,9	258,7
2008	6,5	1398,5 **)	98,6	15,5	3651,0	257,3
2009	6,5	1373,4 **)	96,8	15,3	3657,2	257,7
2010	6,3	1339,5 **)	93,7	15,7	3691,9	258,3

*) 日帰り入院によるベッド数を含まない

**) 2003 年～2009 年データは 2010 年の国勢調査を考慮していないが、2010 年データは速報値による調整をしている。

ウラジオストク市が所在するロシア沿海州における医療機関の数は次のとおり。

病院（ベッドを持っている医療機関）の数

	1995 年	2000 年	2005 年	2009 年	2010 年
ロシア全体	12,064	10,704	9,479	6,454	6,308
沿海州	172	158	133	102	99

出所) ロシア連邦国家統計局「ロシアにおける保健 2011」

病院数及びベッド数が減少傾向にある理由として主に次の 2 つが挙げられる。

- ・医療費抑制のため、また、医療従事者の報酬アップの財源確保のため、病院を統合するなどしてベッド数を減らし、入院件数・日数を減らす方針がとられてきた。（しかし、地方では近くに病院がないという問題も起きている。）
- ・医師を含めた医療従事者の待遇が悪く、若い医療従事者が増えない、育たないという問題がある（次項 4）参照）。

4)医療従事者

医療従事者数
(年末時点での人数)

年	医師数		中等医療従事者数	
	総数(千人)	1 万人あたり *)	総数(千人)	1 万人あたり *)
1940	82,2	7,4	299,1	26,9
1950	148,9	14,5	461,8	44,9
1960	233,2	19,3	835,3	69,2
1970	347,4	26,6	1243,2	95,2
1980	531,5	38,3	1614,1	116,3
1985	620,7	43,2	1756,7	122,4
1990	667,3	45,0	1844,0	124,4
1995	653,7	44,4	1628,8	110,8
2000	680,2	46,8	1563,6	107,6
2001	677,8	46,9	1544,4	106,8
2002	682,4	47,4	1557,0	108,2
2003	686,0	48,0	1551,5	108,5
2004	688,2	48,4	1545,8	108,6
2005	690,3	48,8	1529,8	108,0
2006	702,2	49,4	1545,0	108,6
2007	707,3	49,8	1542,5	108,6
2008	703,8	49,6	1511,2	106,5
2009	711,3	50,1	1517,6	106,9

2010	715,8	50,1	1508,7	105,6
------	-------	------	--------	-------

*)2003 年～2009 年データは 2010 年の国勢調査を考慮していないが、2010 年データは速報値による調整をしている

診療科別医師数

	1970	1980	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	総数(千人)														
医師数	347,4	531,5	667,3	653,7	680,2	677,8	682,4	686,0	688,2	690,3	702,2	707,3	703,8	711,3	715,8
内訳															
内科	75,1	127,7	169,7	153,4	159,2	157,7	158,8	158,3	158,5	159,7	165,3	167,2	166,8	162,5	164,8
外科	37,5	60,9	82,8	85,2	62,3 ¹⁾	62,2 ¹⁾	63,5 ¹⁾	64,5 ¹⁾	65,0 ¹⁾	65,0	66,2	67,3	67,8	69,3	70,5
産婦人科	23,1	33,7	41,2	40,8	41,9	42,0	42,2	42,6	42,8	42,9	43,5	43,6	43,3	43,6	43,7
小児科	44,5	63,9	83,0	76,1	72,1 ²⁾	69,9 ²⁾	69,6 ²⁾	69,3 ²⁾	68,7 ²⁾	68,6	69,8	69,4	69,4	69,4	68,9
眼科	9,1	12,2	15,1	14,9	15,5	15,5	15,6	15,9	16,0	16,2	16,4	16,5	16,4	16,7	16,9
耳鼻咽喉科	8,9	11,6	12,5	12,2	12,6	12,4	12,5	12,5	12,5	12,7	12,6	12,5	12,3	12,4	12,4
神経科	10,4	14,5	18,5	20,0	23,2	23,4	23,9	24,4	24,7	25,1	25,4	25,6	25,5	26,1	26,5
精神科・麻酔科	8,7	14,0	21,6	19,4	23,6	23,8	24,1	24,3	24,7	24,7	24,8	24,6	24,2	24,4	24,2
結核科	12,1	12,1	11,2	10,1	9,9	9,7	9,7	9,6	9,6	9,5	9,3	9,1	9,0	8,9	8,8
皮膚科	6,5	9,2	9,3	9,6	11,4	11,5	11,7	11,8	12,0	12,1	12,3	12,4	12,1	12,1	12,1
放射線科	14,2	20,0	22,1	19,4	18,4	18,1	18,2	18,1	18,1	18,2	18,0	17,9	18,0	18,3	18,8
リハビリ(トレーニング)科	1,9	3,2	4,1	4,1	4,4	4,2	4,5	4,3	4,4	4,3	4,2	4,2	4,1	4,1	4,0
感染症・衛生科	22,6	31,2	33,3	34,2	27,8	27,8	27,0	27,1	26,2	19,4	18,8	18,9	18,0	17,8	17,8
口腔外科	20,3	32,9	48,6	49,1	55,9	56,5	57,6	58,6	60,8	62,0	63,7	65,0	60,2	59,8	60,6
	人口 1 万人あたり ⁴⁾														
医師数	26,6	38,3	45,0	44,4	46,8	46,9	47,4	48,0	48,4	48,8	49,4	49,8	49,6	50,1	50,1
内訳															
内科	5,8	9,2	11,4	10,4	11,0	10,9	11,0	11,1	11,1	11,3	11,6	11,8	11,8	11,4	11,5
外科	2,9	4,4	5,6	5,8	4,3	4,3	4,4	4,5	4,6	4,6	4,7	4,7	4,8	4,9	4,9
産婦人科	3,2	4,5	5,2	5,2	5,4	5,4	5,5	5,6	5,6	5,6	5,7	5,7	5,7	5,7	5,7
小児科	13,2	21,2	24,5	24,6	28,2	28,7	30,0	31,2	31,9	32,0	33,4	33,3	32,9	32,4	32,2
眼科	0,7	0,9	1,0	1,0	1,1	1,1	1,1	1,1	1,1	1,1	1,2	1,2	1,2	1,2	1,2
耳鼻咽喉科	0,7	0,8	0,8	0,8	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9
神経科	0,8	1,0	1,2	1,4	1,6	1,6	1,7	1,7	1,7	1,8	1,8	1,8	1,8	1,8	1,9
精神科・麻酔科	0,7	1,0	1,5	1,3	1,6	1,6	1,7	1,7	1,7	1,7	1,7	1,7	1,7	1,7	1,7
結核科	0,9	0,9	0,8	0,7	0,7	0,7	0,7	0,7	0,7	0,7	0,7	0,6	0,6	0,6	0,6
皮膚科	0,5	0,7	0,6	0,7	0,8	0,8	0,8	0,8	0,8	0,9	0,9	0,9	0,9	0,9	0,8
放射線科	1,1	1,4	1,5	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3	1,3
リハビリ(トレーニング)科	0,1	0,2	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3
感染症・衛生科	1,7	2,2	2,2	2,3	1,9	1,9	1,9	1,9	1,8	1,4	1,3	1,3	1,3	1,3	1,2
口腔外科	1,6	2,4	3,3	3,3	3,8	3,9	4,0	4,1	4,3	4,4	4,5	4,6	4,2	4,2	4,2

¹⁾ 2000 年までのデータでは外科医に麻酔医が含まれる

²⁾ 2000 年以降は小児科医に、小児外科医、小児内分泌医、小児腫瘍学医が含まれる

³⁾ 2000 年までは神経病理医を意味する

⁴⁾ 2003 年～2009 年は 2010 年国勢調査による調整なく、2010 年データは速報値による調整がある。産婦人科医は女性 1 万人あたりの数、小児科医は 0～14 歳の子供 1 万人あたりの数

内科医の数が多いのは、一般的に、内科医が総合診療医的な役割を担うと同時に、専門医への振り分けを行うようになっているためである。内科医が主治医となるケースがほとんどで、主治

医の指示によって専門医にかかるほか、検査の指示も全て主治医が行い、専門医の指示で行われた治療の後も主治医に戻ってくるシステムとなっている。

医療従事者の平均総数

	2000	2005	2009	2010
	千人			
Всего 全体	4403,2	4357,3	4496,7	4464,0
所有形態による内訳				
Государственная 国立医療機関	1594,2	1837,7	2053,5	2059,8
Муниципальная 地方自治体立医療機関	2405,5	2242,6	2138,9	2120,8
Частная 民間医療機関	170,5	173,1	216,9	202,8
собственность общественных и религиозных организаций (объединений) 団体所有医療機関	56,7	29,5	27,4	25,6
смешанная российская 複合形態の医療機関	146,4	56,9	42,6	38,5
иностранная, совместная российская и иностранная 外国系、及び外国・ロシア共同	29,9	17,5	17,4	15,7
	全体に対する比率(%)			
Всего 全体	100	100	100	100
所有形態による内訳				
Государственная 国立医療機関	36,2	42,2	45,7	46,1
Муниципальная 地方自治体立医療機関	54,6	51,4	47,6	47,5
Частная 民間医療機関	3,9	4,0	4,8	4,5
собственность общественных и религиозных организаций (объединений) 団体所有医療機関	1,3	0,7	0,6	0,6
смешанная российская 複合形態の医療機関	3,3	1,3	0,9	0,9
иностранная, совместная российская и иностранная 外国系、及び外国・ロシア共同	0,7	0,4	0,4	0,4

出所) ロシア連邦国家統計局「ロシアにおける保健 2011」

ロシアでは、医師も「中等医療従事者」(看護師等)も不足している。医療従事者という職業の位置づけがあまり高くなく給与も低いため、若い人材が育たず、医師の高齢化という問題も発生している。

6)医療器械

(1) 制度

ロシアで医療器械を販売するためには、国家登録と適合申告が必要となる。国家登録のためには性能検査と臨床検査が必要、適合申告のためには登録認証機関による登録が必要である。そのため、制度と機械そのものをよく理解して必要手続きを行うことのできる現地業者（パートナー）が必要。また、コストもかかる。ロシアに医療器械を持ち込むためには、このような手続きを行った業者宛てに発行された各証明書が不可欠である。

また、法律や手続きが変更されることがあるため、制度の変化に注意する必要がある。

(2) 市場規模と現状

ロシアの医療器械専門調査会社 MEDITEX によると 2010 年約 35 億ドルの市場が、2015 年には 50 億ドルに拡大すると予測している。診断器械の普及が必要なため、老朽化した機械の入れ替え需要が高まるためである。

しかし、ロシアの医療機関は公立が多いことを考えると、器械の調達は多くの場合入札となり、そこで仕事を獲得するのは簡単でない。

(3) 日本の医療器械のイメージ

日本イコールテクノロジーというイメージが定着しているため、日本の器械は日本というだけでブランド力を持ち高く評価されてる。

現在の市場では政治力のあるシーメンス（独）が最も強い。器械の販売だけでなく、国の病院建設プロジェクト全体を請け負って器械を納入することも行っている。その他にはフィリップス（オランダ）、GE（米）、IBA（ベルギー）、ヴァリアン（米）の存在感が大きい。

第3章 当該対象国・地域への展開に係る法制度及び規制

3-1. 医療に係る制度・規制

ロシア国内で有効な外国の医師免許は無いため、一定の手続（下の「ロシア連邦文部科学省による規定」参照）が必要となる。手続きなしで可能なのは、ロシア人医師に対する「コンサルタント」としての立場による業務（患者に接することがないこと）のみである。ラボラトリーにおける作業（検体検査）について、外国人がどの程度の業務をすることが可能かは継続して調査中である。

手続の内容：ロシア連邦文部科学省による規定（訳文：原文はロシア語）

ロシア連邦文部科学省

付属書

2009年4月14日 №128

ロシア連邦文部科学省命令により成立

ロシア連邦における外国の教育に関する書類の等価性の承認についての規程

1. 本書は、ロシア連邦において、教育に関する外国の書類（以下、教育に関する書類という）の等価性を承認すること、及び、外国において教育を受けた者が、ロシア連邦の法律に従って教育または職業を継続する権利を保障するための証明書の発行についての規程を定めるものである。

2. ロシア連邦における教育に関する書類の等価性の承認は、教育に関する書類の等価性について定めた国際的合意でロシア連邦内において効力をもった書類（以下、等価性の相互の承認に関する国際的合意という）、ロシア連邦法、及び本書にしたがって、教育に関する書類の等価性の承認についての国際的な実績に基づいて行われる。

3. ロシア連邦における教育に関する書類の等価性の承認（以下、承認という）は、その書類を所有する本人または、しかるべき書式の委任状を持ったその全権代理人（以下、申請人という）の申請ごとに、ロシア連邦教育・学術検査局により行われる。

4. 教育に関する書類の承認の申請には、次の書類を添付のこと。

1) 申請人及び（または）教育に関する書類の所有者の身分証明書のコピー

2) しかるべき書式にて（必要の場合）法的に有効な教育に関する書類の原本

3) 当該書類を発行している国において法律上の規定がある場合は、受けた教育課程、科目、規律（モジュール）とその規模、その他課程の記載のある、しかるべき書式にて（必要の場合）法的に有効な教育に関する書類の添付書類

4) しかるべく公証された、教育に関する書類及びその付属書（ある場合）のロシア語訳

教育に関する書類の所有者は、教育及び（または）資格についてのその他の書類、職歴に関する書類、現場経験に関する書類など、自らの教育についてのその他の証明書を提出することができる。これらの書類は、しかるべく公証されたロシア語訳と共に提出されること。

教育に関する書類の原本は、申請が受理された後申請人に返却される。

5. 相互の承認と等価性についての国際的合意の効力が及ぶ教育に関する書類が提出されると、その承認のための手続きには、提出された教育に関する書類が相互の承認と等価性についての国際的合意に従ったものであるかどうかを調べるが含まれる。

ロシア連邦教育・学術検査局によって職業教育についての書類が提出された場合は、必要の場合、教育の思想と内容が極めて近い分野（専門、職業）として定義され、そのような書類は、ロシア連邦において同等の教育に関する書類として認められる。

6. もし教育に関する書類が、相互の承認と等価性についての国際的合意の効力が及ばないものである場合、または、ロシア連邦においても外国においてもそのような国際的合意が無い場合は、ロシア連邦教育・学術検査局は、申請人によって提出され、次の事項が教育課程、科目、内容として盛り込まれた書類を鑑定する。

そのような書類に基づいてロシア連邦において承認「可能」な、該当する分野(専門、職業)の定義及び(または)、教育(資格)水準の確認。

教育課程、科目、規律(モジュール)、教育を受けた結果としての基準、その基準によって外国において発行される教育に関する書類(以下、外国の教育課程という)、それによって証明される教育(資格)水準が、ロシア連邦の教育標準による(連邦の規程による)基本的教育課程に合致するかの照合。

教育に関する書類の所有者に対して与えられる学術的及び(または)職業的権利が、ロシア連邦における教育及び(または)資格に関する同様の書類によって与えられる権利と同等であることの確認。

鑑定が行われる際には、教育課程の違い、教育技術の違い、教育を受ける形の違いによって、教育を受けた結果に影響しないことが考慮される。

前例として鑑定によって同等の教育に関する書類が、ロシア連邦教育・学術検査局によって承認されていれば、申請人によって提出された書類の鑑定は行われない。

7. ロシア連邦教育・学術検査局は、鑑定を目的として必要の節は、教育に関する書類を発行した教育機関、その他権限のあるロシアの機関・外国の機関・国際的機関に、問合せをする。

ロシア連邦教育・学術検査局による鑑定を行うにあたり、国の認可を持っている職業資格教育機関、学術機関、教育団体、企業団体、さらに、該当する水準及び分野の教育に精通した専門家の協力を仰ぐ。

8. 鑑定を行うための経費は、申請人によって支払われる。鑑定は、申請人によって、鑑定料の支払いが完了したことを確認する振込み書のコピーが提出された後に行われる。

9. 申請人によって提出された書類を検討した結果として、ロシア連邦教育・学術検査局は次のうちのいずれかの決定をくだす。

申請人に対して学術的及び(または)職業的権利を認める書類を発行し、ロシア連邦において教育に関する書類を承認する

ある一定の(学術的)水準において、教育の規律及び(または)期間を満たしていることを示す書類として、教育に関する書類を承認する

ロシア連邦において教育に関する書類として承認しない

10. ロシア連邦において教育に関する書類として承認された場合は、ロシア連邦教育・学術検査局は、等価性を証明する書類(以下、証明書という)を作成する。

証明書には次の項目が記載される。

A)申請人の氏名

B)教育に関する書類の名称、分類、番号

C)教育に関する書類を発行した機関の名称、所在地

D)教育に関する書類の等価性が承認される根拠となった、教育及び(または)資格についてのロシア連

邦の該当する書類の名称、それによって付与される(学術的及び(または)職業的)権利

E)証明書の発行年月日及び登録番号。証明書は、分類、番号が印刷されて管理されるレターヘッドを使

用して作成される。

証明書は、ロシア連邦教育・学術検査局局長または副局長によって署名され、ロシア連邦の国章を

かたどった印により公証されて、申請人の受領署名と引き換えに発行される。

11. ある一定の(学術的)水準において、教育の規律及び(または)期間を満たしていることを示す書類としてのみ、ロシア連邦において教育に関する書類として承認される場合は、申請人にはロシア連邦教育・学術検査局の公式レターヘッドを使用してその結果が発行される。

12. ロシア連邦において教育に関する書類として承認しないという決定がくだされるのは次の場合である。

1) 教育に関する書類を発行した機関が所在する国によって公式にされていない書類が提出された場合

2) 事実と違う内容、及び(または)変更された内容の書類が申請人によって提出された場合

3) 外国の教育課程がひとつとしてロシア連邦の教育及び(または)分野(専門、職業)の水準に合致しない場合、または、ロシア連邦において教育の当該水準及び分野を取得したとして認められない方法での教育であった場合

ロシア連邦教育・学術検査局は、承認されない理由を記載した通知書を申請人に送付(発行)する。

13. 万一申請人によって提出された書類の内容と違う及び(または)変更された事実が見つかった場合は、ロシア連邦教育・学術検査局によって法律機関に報告される。

14. ロシア連邦において教育に関する書類として承認されなかった場合は、ロシア連邦法に従って不服を申し立てることができる。

15. ロシア連邦教育・学術検査局によって教育に関する書類を承認する期間及び手続き、また、高等教育及び高等教育後の職業教育を含む、しかるべき証明書の発行についての期間及び手続きは、本書に基づく。

16. 相互の承認と等価性についての国際的合意に基づいて、ロシア連邦における書類と等価性が承認される教育に関する書類は、その所有者に対して教育の継続を保障するために、本書に規定の承認手続きを経ることなく教育機関によって認められるものである。

ロシア連邦教育・学術検査局は、職業教育機関に対して、証明書を提出する必要なく初等・中等・高等職業教育機関にいる者にとって有効な教育に関する書類を発行した外国のリストを毎年報告する。このリストは、ロシア連邦教育・学術検査局のオリジナルサイトでも公開する。

17. ロシア連邦において承認された教育に関する書類があるということが、その所有者自身が、ロシア連邦の各種の規程の遵守や、教育機関または職場の就業規則(ロシア連邦の公用語の知識に関する規則を含む)の遵守から自由になるということを意味するものではない。

3-2. 貿易及び輸出入に係る制度・規制

1) ロシアにおける医療器械輸入代理店からのヒアリングにより分かったこと

医療器械については輸入時の優遇措置が講じられている。

・ 関税が免税となる。

・ 付加価値税(18%)が免税となる。

但し、優遇措置を受けるためには、事前の手続きが必要であり、この手続きは機械毎に輸入を

正式に認められた輸入者が行う必要がある。

医療器械の輸入に際して必要となる書類は次のとおり。

- ・ コマーシャル インボイス
- ・ パッキング リスト
- ・ 日ロ間における売買契約書
- ・ ロシア保健社会発展省における医療器械登録証明書
- ・ ロシア登録局による認証証明書

3-3. 事業活動に係る制度・規制

外国からの投資は、所定の手続きを経ることで可能となるため、大きな規制はないと言える。また、投資から得られる利益を国外に持ち出すことについても特に制限はない(添付資料5 参照)。

事業体(合弁会社)の設立に関する手続きの概要は次のとおり。

- ・ 設立者による設立申請書、設立者総会議事録の提出
- ・ 出資金の送金*
- ・ 設立登記申請：定款、取締役会規則の提出
- ・ 登記

*ロシアへの送金には、現地通貨ルーブル建て送金と外貨送金の両方が可能であるが、ロシア側ではルーブル建て送金を受ける口座と、外貨送金を受ける口座とが別々に用意されている。日ロの銀行間取引条件に未整備な点もあるため、ルーブル建て送金の可否及び送金時に必要とされるデータが日本の銀行によってまちまちである。

しかし、法律が全体として未整備であったり、法律の改正がなされることも多いため、手続きの都度確認をするなど、最大限の注意を必要とする。

外国人による投資については次のとおり。

ロシア連邦における外国の投資についての連邦法 (訳文：原文はロシア語)

1999 年 6 月 25 日

下院にて可決

1999 年 7 月 2 日

上院にて可決

本連邦法は、ロシア連邦における外国投資家の投資、そこから得られる所得及び利益に対する外国投資家の権利の基本的保証と、商業活動の条件を定めるものである。

本連邦法は、外国の物的・資金的資源をロシア連邦の経済に誘致しそれを効果的に利用すること、最新技術、経営経験、外国投資家の事業活動の安定的条件の保障、外国による投資の権利条件が国際的基準、国際的実務に合うことを目的としている。

第 1 章 本連邦法により定められること、その適用範囲

1. 本連邦法は、外国投資家がロシア連邦内において投資を行う際の権利を国によって保証するための条件を定める。

2. 本連邦法は、銀行及び銀行事業についてのロシア連邦法、保険についてのロシア連邦法にしたが

って定められる、銀行その他の信用機関及び保険機関への外国による投資については適用されない。

本連邦法は、非営利組織についてのロシア連邦法で定められている教育、ボランティア、学術、宗教活動を含む、何らかの社会的利益を目的とした非営利組織への外国資本の投資にも適用されない。

本連邦法の第7条及び第16条の効力は、工業生産、技術開発、ある特定の地域に居住する居住者の旅行・レクリエーション事業には適用されない。

第2章 本連邦法に使用される概念

本連邦法の目的のために次のような概念が使用される。

外国投資家：法人であって、それが設立された国の法律にしたがって当事者能力を有するもの、当該国の法律にしたがってロシア連邦において投資をする権利のあるもの。法人でない組織であって、それが設立された国の法律にしたがって当事者能力を有するもの、当該国の法律にしたがってロシア連邦において投資をする権利のあるもの。外国の個人であって、国籍のある国の法律にしたがって当事者能力及び行為能力を有するもの、当該国の法律にしたがってロシア連邦において投資をする権利のあるもの。ロシア国外に居住する国籍を持たない個人であって、その居住地の法律にしたがって当事者能力及び行為能力を有するもの、居住国の法律にしたがってロシア連邦において投資をする権利のあるもの。国際的合意によって、ロシア国内において投資をする権利を有する国際的組織。ロシア連邦法による規定にしたがった外国国家。

外国投資：外国投資家所有の市民権の対象として、ロシア連邦国内における事業活動の対象。金銭、有価証券(外国通貨及びロシア通貨にて)、その他財産、知的事業の結果として唯一の金銭的評価のある財産権(知的財産)、サービス、情報など、そのような市民権の対象が、ロシア連邦法にしたがってロシア連邦において流通することから排除されていない場合または流通が制限されていない場合。

直接外国投資：ロシア連邦内において設立されるまたは再設立される相互会社またはロシア連邦の民法に基づく団体の形態をとった営利組織の資本金の10%以上を外国投資家が所有すること。ロシア連邦内に設立される外国法人の支店の基本財産に投資すること。ロシア連邦内において外国投資家が賃貸人として、独立国家共同体の対外経済活動となる、第16章及び第17章に記載の商品リストの機材の賃借(リース)を行うことで、税関申告額が100万ルーブルを超えるもの。

投資案件：直接外国投資の経済的合理性、実施規模及び期間の基本。ロシア連邦法の標準にしたがって作成された事業計画書を含む。

優先的投資案件：総額が10億ルーブル(本連邦法の施行日のロシア中央銀行の為替レートによる同額の外国通貨)以上の投資案件。または、外国投資家による営利組織の資本金としての最低の投資額が1億ルーブル(本連邦法の施行日のロシア中央銀行の為替レートによる同額の外国通貨)以上である投資案件。ロシア連邦政府によって承認可能なリストに入っているものを含む。

投資回収期間：直接外国投資を利用して投資計画について投資が開始された日から、減価償却費を含む純利益の総額と、外国投資を受けている営利組織または外国法人の支店または融資契約による貸主(リース)の投資経費との差が、黒字になる日までの期間。

再投資：外国投資家または外国投資を受けた営利組織の、外国投資による所得または利益を利用した、ロシア連邦における企業活動の対象への投資の実施。

総税額：外国投資による投資案件に対する投資開始時点において、外国投資家及び外国資本を含む営利組織により、輸入関税(ロシア連邦法に従って物品の対外取引が実施される際にロシア連邦の経済的利益を保護するための措置による関税を除く)、連邦税(間接税、ロシア連邦に持ち込まれる物品に対する付加価値税を除く)、国の予算外歳入(ロシア連邦年金基金への歳入を除く)の形で支払われる

金額の総額。

第3章 ロシア連邦における外国投資の権利規定

1. ロシア連邦における外国投資の権利規定は、本連邦法により、その他の連邦法により、また、その他のロシア連邦の権利基準法令によって、また、ロシア連邦の国際的合意によって実施される。

2. ロシア連邦の地方自治体は、外国投資について、その実施方法に関する問題及び、ロシア連邦と地方自治体との共同実施に関する問題について、法律及びその他の権利基準法令を採択する権利がある。

第4章 外国投資家または外国投資を含む営利組織の活動の法的制度

1. 外国投資家の活動の法的制度及び投資による利益利用の法的制度は、連邦法による例外を除いて、ロシアの投資家に対して提供された投資利益の利用や活動の法的制度よりも優先されないということはない。

2. 外国投資家に対する一定の例外は、憲法上、道徳上、健康上、他者の法的利益、国防、政府の安全の基礎を守ることを目的とした措置においてのみ連邦法により規定されることがある。

外国投資家のための優遇として集中的に例外が、ロシア連邦の社会・経済的成長において規定されることがある。優遇の種類及びその提供方法は、ロシア連邦法により定められる。

3. ロシア連邦国内に設立された外国法人の支店は、それを設立した外国法人（以下本店という）の機能の一部またはその代表事務所としての機能を含めた全ての機能を持ち、設立の目的と本店の活動が営利的性格を持っていること、ロシア連邦において行われる活動に関連して本店が直接の責務を持つことを条件とする。

4. 外国投資を含む営利組織の支店及び下部組織は、ロシア連邦において企業活動を行うにあたり、本法律に基づく法的庇護、保証及び優遇を受けない。

5. 外国投資家及び、設立資本金に外国資本を10%以上含んでロシア連邦内に設立された営利組織は、再投資を行うにあたり、本法律に基づく全ての法的庇護、保証・優遇が適用される。

6. ロシアの営利組織は、外国投資家が参加した日から外国資本を含む営利組織となる。この日から、外国資本を含む営利組織及び外国投資家は、本法律に基づく法的庇護、保証・優遇が適用される。

営利組織が、外国資本を含む組織でなくなるのは、外国投資家が参加者から削除された日からである（複数の外国投資家がいる場合は、その全てが削除された場合）。この日から、当該営利組織及び外国投資家は、本法律に基づく法的庇護、保証・優遇の対象でなくなる。

第5章 ロシア連邦における外国投資家の活動の法的庇護の保証

1. ロシア連邦における外国投資家に対しては、本法律、その他の連邦法、その他のロシア連邦規定及び法令、ロシア連邦の国際的条約によって保証される権利及び利益の保護が全て提供される。

2. 外国投資家は、ロシア連邦民法に基づき、国の組織、地方自治体の組織、またはその責任者の法律に違反する行為による損害の返却の権利を持つ。

第6章 ロシア連邦における様々な外国投資の利用の保証

外国投資家は、ロシア連邦法によって禁止されていないあらゆる形態の投資をロシア連邦にて行う権利を持っている。

外国投資を含む営利組織の資本金への投資の評価は、ロシア連邦法に基づいて行われる。

投資評価は、ロシア連邦通貨によって行われる。

外国、国際機関またはその下部組織によって行われる取引は、その結果全体の 25%以上の直接もしくは間接の経営権を持ち、当該組織の経営組織の決定を拒否する他の可能性がある場合、ロシア連邦法「国防及び政府の安全を保障する戦略的意義を持った経営組織への外国投資実施条件について」（第 4 部は 2008 年 4 月 29 日付連邦法第 58-F3 号により追加）第 9 章から第 12 章に定める方法により事前に合意する。

[本書第 1 章に基づき、第 7 章の効力は、経済特区の住民による工業生産、技術導入、旅行レクリエーション活動に関することには適用されない。]

第 7 章 外国投資家の権利義務の他者への移行の保証

1. 外国投資家は、ロシア連邦民法に従い、契約に基づいて自らの権利及び義務を他者に委譲することができ、法律または裁判所の決定に基づいて自らの権利及び義務を他者に委譲しなければならない。

2. もし外国または全権を持つその国の機関が、外国投資家の保証として支払いを行い（保険契約による）、ロシア連邦においてその外国投資家によって実施される投資について、当該国または全権を持つその国の機関に権利が委譲される場合は、ロシア連邦においてはそのような委譲は合法であるとみなされる。

第 8 条 外国投資家または外国資本を含む営利組織の財産の国有化及び接收の際の補償

1. 外国投資家または外国資本を含む営利組織の財産は、ロシア連邦法またはロシア連邦による国際的合意に定める場合を除いて、国有化、接收を含む没収の対象とはならない。

2. 接收の際は、外国投資家または外国資本を含む営利組織に対して、接收財産の金額が支払われる。接收となった状況を整理する際には、外国投資家または外国資本を含む営利組織は、保管された財産の返却を裁判によって要求する権利を持つが、財産の価値の減少による損失を含む補償額を受け取った場合はそれを返却しなければならない。

国有化の場合は、外国投資家または外国資本を含む営利組織に、国有化される財産及びその他の損害の額が支払われる。損害補償についての係争は、本連邦法第 10 条に定める方法により解決される。

第 9 条 外国投資家及び外国資本を含む営利組織にとって不利となるロシア連邦法の修正の保証について

1. ロシアの関税額（ロシア連邦法に基づいてロシア連邦の経済的利益を保護する措置により必要となる関税を除く）、連邦税（間接税、ロシア連邦内で生産された物品の付加価値税を除く）、国の予算外の基金への納付金（ロシア連邦年金基金を除く）、または、外国投資家の活動及び外国投資を含む営利組織の商業活動に税負担を増加させる修正や追加がロシア連邦法及びその他の規程に行われた場合、または、連邦法及びその他の規程に基づいて行われた税負担や規則に比較して外国投資における禁止や制限が投資を開始する日に行われた場合、そのような新しい連邦法及びその他の規程は、ロシアの関税域内に持ち込まれる物品が外国投資家や外国資本を含む営利組織の投資活動を実施するために用途が明確であれば、本条項の 2 項に示す期間は施行されない。

本項は、法人の資本金における外国資本の割合が 25%以上の場合、及び当該営利組織の資本金における外国資本の割合に関わらず、外国資本を含む営利組織に適用される。

2. 投資案件を実施する外国投資家にとっての安定、本条項の 1 項に定める条件及び規則は、投資

案件の投資回収期間中有効であるが、外国の投資が開始した日から7年以内とする。種類によって生じる投資回収期間は、ロシア政府によって定められる。

3. 外国投資家及び外国資本を含む営利組織によって、外国資本の総額が10億ルーブル以上(本連邦法が発効する日のロシア中央銀行のレートによる同等の外貨額)で、投資回収期間が7年を超える製造業または交通その他のインフラ建設案件において販売が行われる際の例外として、ロシア政府は当該外国投資家及び外国資本を含む営利組織のために、本条1項に定める条件及び規程の期限を延長する決定を行う。

4. 本条1項は、ロシア連邦の法的規程への修正や追加には適用されず、憲法、道徳、健康、権利、他者の法的利益、国防及び国家の安全保障の根本を守ることを目的としたロシア連邦の新しい連邦法及びその他の法令にも適用されない。

5. ロシア連邦政府は、

外国投資家及び外国資本を含む営利組織にとって不利となるような、関税の徴収、国税、国庫への入金、ロシア連邦における外国投資の禁止及び制限について、その変更を評価する基準を設ける。

本連邦法の第24条に定める国の行政機関による優先的投資案件の登録のきまりを採択する。

本条の2項及び3項に定める期間の優先的投資案件実施について外国投資家及び外国資本を含む営利組織が負う義務の実施について管理をする。

外国投資家及び外国資本を含む営利組織が、本項の第1部に定める義務を履行しない場合は、本条に基づく優遇措置は提供されない。優遇措置が提供された結果支払われなかった金額は、ロシア連邦法に定める方法により返却される。

第10条 ロシア連邦において外国投資家によって実施される投資及び商業活動に関して発生した係争解決の保証

ロシア連邦における投資及び商業活動の実施に関連して発生した外国投資家の係争は、ロシア連邦の国際契約及びロシア連邦法に基づいて裁判所または国際仲裁裁判所にて解決される。

第11条 所得、利益及びその他合法的に獲得した金額のロシア連邦内における利用及びロシア連邦国外への送金の保証

ロシア連邦法に定める税金等の支払い後、外国投資家は、ロシア連邦における所得及び利益を本連邦法第4条2項に定める条件を満たして再投資を行うためにロシア連邦内にて使用し、または、ロシア連邦法に矛盾しないその他の目的にて使用し、また、所得、利益、その他合法的に投資によって外貨にて獲得した金額をロシア連邦国外に自分に送金する権利を持つ。対象となるのは、

利益、配当、手数料、その他所得として投資より獲得した所得

外国資本を含む営利組織または、契約またはその他の取引によりロシア連邦内に支店を開設した外国法人の義務を遂行する際の金額

外国資本を含む営利組織または外国法人の支店の閉鎖に関連して獲得した金額、または投資した財産、知的活動の結果に対する財産権及び独占権を他者に委譲することによって獲得した金額

本連邦法第8条に定める補償

第12条 外国投資として当初よりロシア連邦に持ち込まれた財産、書面または電子記憶媒体による情報を外国投資家が自由に国外に持ち出す権利の保証

外国投資として当初より財産、書面または電子記憶媒体による情報をロシア連邦に持ち込んだ外国投

資家は、障害なく(割り当て制なし、免許なし、外国取引の価格による規制措置なし)当該財産及び情報をロシア連邦国外に持ち出す権利を持つ。

第 13 条 外国投資家による有価証券の所有権の保証

外国投資家は、ロシアの商業組織の株券及びその他有価証券、及び国債を、ロシア連邦法「有価証券について」にしたがって所有する権利を持つ。

第 14 条 外国投資家が私有化に参加する保証

外国投資家は、国及び自治体の財産に対する所有権を取得することにより、または、私有化される組織の資本金における持ち分の所有権を、ロシア連邦法の定める条件により獲得することで、国及び自治体の財産の私有化に参加することができる。

第 15 条 土地、その他天然資源、建物、その他不動産に対する権利の外国投資家への提供の保証

土地、その他天然資源、建物、その他不動産に対する権利を外国投資家による獲得は、ロシア連邦法及びロシア連邦内自治体の条例に従って行われる。

土地の賃借契約を締結する権利は、ロシア連邦法に別の定めがなければ(連邦法 2007 年 6 月 26 日付№.118-F3)、外国資本を持つ営利組織が入札により獲得することができる。

本書第 1 条により、第 16 条の効力は、特定の経済特区の住民による製造業、技術導入、観光・レクリエーション活動の実施については適用されない。

第 16 条 関税の支払いについて外国投資家及び外国資本を含む営利組織に提供される優遇措置

関税の支払いについての優遇措置は、外国投資家及び外国資本を含む営利組織が優先的投資案件をロシア連邦関税法及びロシア連邦法「税金について」にしたがって実施する際に提供される。

第 17 条 ロシア連邦地方自治体により外国投資家に提供される優遇措置及び保証

ロシア連邦の地方自治体はその権限の圏内において、ロシア連邦地方自治体としての予算、また、予算以外の資金にて、投資活動を行う優遇措置及び保証を外国投資家に与えることができ、また、その他の形の外国投資家による投資活動支援を行うことができる。

第 18 条 ロシア連邦独占禁止法及び外国投資家による誠実な競争の遵守

外国投資家は、ロシア連邦独占禁止法を遵守し、何らかの商品需要を上げ、その後外国製の同様の商品を市場に投入する目的で、ロシア連邦内に外国資本を含む営利組織を設立したり外国法人の支店を設立したり、また、自ら閉鎖したりすること、また、価格、商品の位置付け、入札参加などについて悪意を持った合意を行うことを含む、不誠実な競争を行うこと、及び、商業的実務に制限を加えることをしてはならない。

第 19 条 外国資本を含む営利組織及び外国法人の支店を所管する本店による財産に対する保険

財産の紛失(喪失)、欠損、損傷のリスク、個人的責任のリスク、企業家としてのリスクに関する財産に対する保険は、ロシア連邦法に定めがなければ、外国資本を含む営利組織についてはその判断により、外国法人の支店についてはその本店の判断により利用することができる。

第 20 条 外国資本を含む営利組織の設立及び解散

1. 外国資本を含む営利組織の設立及び解散は、本連邦法の第 4 条 2 項に従い連邦法によって決定される例外を除いて、ロシア連邦民法及びその他の連邦法の定める条件により行われる。

2. 外国資本を含む営利組織である法人は、連邦法「法人の登記について」の定める手続きにて国に登記されなければならない(連邦法 2002 年 7 月 25 日付№.117-F3、2003 年 12 月 8 日付№.169-F3)。

第 21 条 外国法人の支店の設立及び解散

外国法人の支店は、ロシア連邦外の当該支店の本店が行う事業をロシア連邦内にて行うことを目的に設立され、外国法人-本店の決定により解散する。

外国法人の支店の設立、活動、閉鎖の国による管理は、ロシア連邦政府が定める手続きによる正式認可によって行われる。

本連邦法第 24 条に示す国の行政機関は、外国法人の支店の正式認可を行う。

外国法人の支店は、国の憲法、道徳、健康、他者の権利及び法的利益、国防及び安全保障を守ることが目的に、正式認可を拒否されることがある。

第 22 条 外国法人の支店についての状況

1. 外国法人の本店は、本連邦法第 24 条に示す連邦行政府に対して、外国法人支店についてのきまり及び、本条の 2 項及び 3 項を考慮してロシア連邦政府により承認された書類、リスト、きまりを提出する。

2. 外国法人支店についてのきまりには、支店名、本店名、本店の法的形態、ロシア連邦における支店の所在地、本店の登記所在地、支店の設立目的及び事業の種類、構成、資本提供の規模及び期間、支店運営について記載されていなければならない。外国法人支店についてのきまりには、ロシア連邦における支店の事業の特徴と、ロシア連邦法に違反しないことが分かるその他の情報の追加も可能である。

3. 外国法人の支店の基本的資金としての投資の評価は、本店が国内価格または世界価格に基づいて行う。投資の評価はロシア連邦通貨にて行われる。外国法人の支店の基本的資金としての投資の大きさは、外国法人の支店についての状態に記載されていること。

4. 外国法人の支店は、その正式認可の日からロシア連邦内において商業活動を行う権利を持つ。

外国法人の支店は、その正式認可を末梢した日からロシア連邦内における商業活動を中止する。

第 23 条 外国投資における政策の立案と実施

連邦憲法「ロシア連邦の政府について」に従い、ロシア連邦政府は国際的投資活動における政策を立案し実施する。

ロシア連邦政府は、

ロシア連邦における外国投資の実施に関する禁止及び制限の妥当性を決め、禁止及び制限事項のリストについての法案を作成する。

ロシア連邦における外国投資家の活動管理に関する措置を決定する。

本連邦法第 2 条に定める優先的投資案件のリストを承認する。

外国投資誘致の連邦プログラムを立案し、実施の保障をする。

国際金融機関及び外国政府のロシア連邦成長予算及び連邦レベルの投資案件の資金としての投融

資を誘致する。

国際投資協力に関してロシア連邦地方自治体と協調する。

外国投資家との大規模投資案件に関する投資契約準備及び締結の管理を行う。

投資振興及び相互保護についてロシア連邦の国際的合意の準備及び締結の管理を行う。

第 24 条 外国直接投資の誘致業務に関する連邦行政機関

ロシア連邦政府は、ロシア連邦経済に対する外国直接投資の誘致業務に責任を持つ連邦行政機関を決定する。

第 25 条 本連邦法の可決に関連する旧連邦法及びその他の規程の失効の確認

本連邦法を可決するにあたり、次の失効を確認する。

ロシア連邦共和国法「ロシア連邦共和国への外国投資について」(ロシア連邦共和国人民大会及びロシア連邦共和国上院、1991 年、№.29、1008 ページ)

ロシア連邦共和国上院決議「ロシア連邦共和国法「ロシア連邦共和国への外国投資について」の施行について」(ロシア連邦共和国人民大会及びロシア連邦共和国上院、1991 年、№.29、1009 ページ)

連邦法「ロシア連邦法「標準化について」「計測の統一について」「製品及びサービスの登録について」の可決に関するロシア連邦法令決定への修正及び追加について」第 6 条(ロシア連邦立法会議、1995 年、№.26、2397 ページ)

連邦法第「連邦憲法法「ロシア連邦の仲裁裁判所について」及びロシア連邦仲裁裁判工程の可決に関連するロシア連邦法及びその他の決定の修正及び追加について」第 1 条 4 項(ロシア連邦立法会議、1997 年、№.47、5341 ページ)

第 26 条 本連邦法に関連するロシア連邦法の施行

1. ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府に対して、本連邦法に関連して法的決議を行うことを提案する。

2. ロシア連邦政府に対して、所定の手続きにより連邦議会下院に対して本連邦法による修正及び追加をロシア連邦法令決議に行うことを提案する。

第 27 条 本連邦法に関連するロシア連邦内に設立された外国法人の支店についての決議

ロシア連邦内に支店を設立した本店は、本連邦法の発効までに

本連邦法の発効の日から 6 か月以内に、本連邦法に従い外国法人の支店の状況について作成しなければならない。

本連邦法の発効の日から 1 年以内に、外国法人の支店の正式承認を受けなければならない。

第 28 条 本連邦法の発効

本連邦法は、公布の日から発行する。

ロシア連邦大統領

B. エリツィン

モスクワ、クレムリン

1999 年 6 月 9 日

№.160—F3

外国人による役務提供を伴う場合のビザの種類及び手続きについて調査したところ、本プロジェクトの場合は、日本人スタッフに対する給与が現地で発生しない、滞在が3か月程度となることから、通常の出張者用のビザでよいとことが分かった。

3-4. その他事業実施に係る制度・規制

1) 建築基準

ロシアの施設基準は、「建築基準」に規定されており、その内容は日本の建築基準とは大きく異なる。

例えば、診察室に窓がなければならない、CT 設置場所の面積に下限がある、床面は不燃性材料で覆われていなければならないなどの規定があるため、ロシアで医療施設の建築を行う際には十分注意する必要がある。

2) ロシア極東地方の事情

高度医療センターがほとんどない*ロシア極東地域においては、MRI や CT を設置する医療機関を建設した実績のある設計会社、建設会社が少ない。そのため、医療器械メーカーが指示する MRI や CT の厳しい設置基準をすぐに理解できる設計会社、建設会社も少なく、基準を満たすために非常な注意を要する。

*ハバロフスク市に最新の国立循環器センターが 2010 年にオープンした。

第4章 海外展開事業の実施結果

4-1. ウラジオストク画像診断センター開設に向けたインフラ整備

1) 建屋の整備

(1) 施設計画

主な建物用途は、画像検診を主体とした検査・診断センターで、機能としては検査・診断部門、管理部門からなる。

改修棟には受診者のサービス、検査・診断部門、事務管理部門及びバックヤードを配置し、増築棟に画像診断のメインとなるCT・MRIの撮影室・操作室を配置する。

本施設計画では、画像診断センターとして最低限必要十分な整備を行う。

(2) 施設整備スケジュール

本施設計画の基本設計は終了、改修棟については実施設計は終了、ウラジオストク市より建設許可を2011年12月に取得済み。増築棟はCT・MRIのシールド工事設計も含め実施設計中で2012年3月にウラジオストク市に建設許可申請予定である。

改修棟は3月に着工予定、工期約3か月で5月末に竣工予定、増築棟はウラジオストク市建設許可申請に2か月、6月着工工期4か月で8月末竣工、営業及び医療施設ライセンス取得・放射線医療器認可取得1ヶ月で、10月オープン予定である。

施設整備スケジュール															
	2011年			2012年											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
設 計	基本設計	改修棟実施設計													
			増築棟実施設計												
行 政 許 可		改修棟建設許可				増築棟建設許可					営業・医療ライセンス許可	オープン			
											放射線医療器許可				
施 工						改修棟施工									
							増築棟施工								

(3) 建設に関わる法的手続き内容

今回の施設整備計画は、既存施設（保養所“ストロイチェリ”の一部施設）の改修及び隣接地に増築し整備する。申請はウラジオストク市に対し、既存施設の利用変更及び医療施設整備としての建設許可申請が必要となる。

申請項目は、全体の土地利用計画の変更、施設利用変更、増築棟医療施設建設許可。

特に、医療施設としての施設計画では、各諸室の面積規準、廊下幅員、建具の開閉方向、廊

下仕上材は不燃材を使用等である。

詳細は、添付資料 法制度資料参照

2)医療器械の導入

(1)日本でリースにより調達する医療器械

日本において以下の医療器械のリースを行う。

- ・MRI：（日立メディコ）SCENARIO
- ・CT：（日立メディコ）ECHELON
- ・エコー：（日立メディコ）AVIUS
- ・造影剤注入装置：（根本杏林堂）DUALSHOT GXVII 一式
- ・AZE：（IBM 本体）本体 x3400 M3、（ナナオ/EIZO モニタ）S2433W*1

*1 医療器械ではないが、画像を転送するためとデータ保存のために不可欠

ロシアでは、日本の医療器械メーカーのほとんどが販売をヨーロッパ経由で行っているため、日本から直接器械を持ち込むことはまずなく、モスクワで買い付けることとなる。ロシアにおける医療器械販売代理店は極東地域にあまり販売を拡大していない。そのため、ロシア極東地域には日本の医療器械があまり入っていない。また、日本のリース会社は、リース物件を日本国内で使用することを前提にリース契約を行うため、海外にリース物件を持って行くことはない。本プロジェクトでは、日本メーカーによる将来の販売拡大を目指して日本から直接医療器械を持ち込むことを実証的に行うこととした。さらに、事業主体にとってのリスクを少しでも軽減するために、リースによる器械調達を試しに行うこととした。本事業で有効性がある程度実証できれば、将来さらに大規模な医療器械*を日本から輸出する可能性も探りたい。

*大規模な医療器械：ロシアではがんの早期発見の一つの手立てとして PET の普及も課題とされており、需要が高い。本事業でも、将来事業が拡大していく過程で、PET の導入可能性も検討できるようにしたい。

(2)ロシアで購入する医療機械

以下の医療器械については、ロシアにおいて購入予定である。

- ・生化学検査機：（富士フイルム）DRICHEM 7000i
- ・遠心分離機：（Sigma）Sigma2-6E
- ・ABI・ECG：（フクダ電子）VaSera VS-1500
- ・血球計算機：（フクダ電子）Microsemi LC-661
- ・複合機：例えば（リコー）MP C1800*2

*2 医療機械ではないが、画像を転送するためとデータ保存のために利用

3)事業体の設立

画像診断センターの運営母体となる合弁会社を計画どおり設立した。

4-2. 提供する画像診断サービスの検討

1)画像診断サービスに関する現地ニーズ

画像診断はロシアの特に極東地域においては基本的な診断方法となっていない。公立医療機関のほとんどがインフラとして整備できていないということが主な原因である。そのため、正確な診断ができていない段階で疑わしきは切るということが起こり、患者は医療機関をますます信用できなくなるという悪循環にも陥っている。医療機関の側からも、患者側からも正確な診断が求められており、そのための画像診断のニーズはたいへん高い。

2)サービスメニューの検討

基本は、MRI、CT、エコーの画像を撮影し、それを診断のために日本の北斗病院に送る遠隔診断である。また、第二次予防医学の普及という目的のために、人間ドック、脳ドック、心ドックという現地でまだ一般的になっていない総合検診をメニューの中心とする。その一方で、現地の患者に理解されやすく需要も高い検診、つまり、総合検診の中から血液検査のみ、エコーのみなどと一部を切り出して受診することも可能とする方針である（第5章参照）。

4-3. 事業運営に必要となる人材の育成

1)目的

現地採用スタッフを対象に、定期的な人材教育を行う方針である。

日本とロシアとでは、医療そのもの及び医療現場に関する考え方が非常に違う。その原因は、基本的な医療インフラの未整備（日本で当たり前利用されている診断機械の不足など）だけでなく、社会的環境*にも多く起因している。

そこで、本事業のコンセプトを正確に理解してもらい、ロシア国内における診断センターにおいて可能な限り日本と同じサービスを提供するにはどうすべきか、どこが違うのかをスタッフ全員が理解することが重要と考え、教育を重視する。

また、これまでスタッフが利用したことのない医療機械を設備するため、その特徴、扱い方についても、メーカーの協力を得ながらトレーニングし、的確なサービスを提供できるようにする。

*社会的環境：主にロシアの法律による規制を指す。例えば、（感染症が多いため）医療機関内のあらゆる壁は定期的に消毒しなければならない、（電気の質が悪いため）主要な医療機械は補助電源を独立して備えていなければならない、（建物やエレベーターの質が悪いため）可動式医療機械でも大型のものは移動させてはならない、放射線科従事者は労働時間に制限がある（定年が早いなど）、など。

2)研修の実施

今年度実施した研修は次のとおり。

- ・対象
事務スタッフ2名（うち1名は責任者）、医師2名
- ・期間
平成24年2月13日～15日
- ・場所

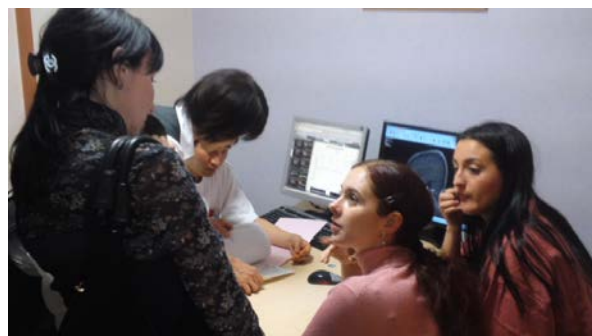
北斗病院、北斗あおぞらクリニック

・ 内容

- ① 北斗病院 院内見学：外来（受付、診察室、採血室・ラボラトリー）、病棟、ナースステーション、放射線診断部、手術室・ICU、食堂、リハビリセンター、PET センター、事務部門・廃棄物処理施設
- ② 脳ドック受診：患者に対するサービスはどのように提供されるべきか、医療機械がどのように使われているかを実際に体験する。
- ③ 北斗あおぞらクリニック見学：クリニック併設の老人用医療施設の例として北斗あおぞらクリニックを見学。

講義：本プロジェクトのコンセプト及び目的について講義を実施。（講義の内容

- ・ 北斗病院の概要
- ・ 第2次予防医療の理解と本プロジェクトの目的を共有
- ・ 実際に脳ドックを受診し、北斗の検診の実態を理解
- ・ 検診の流れや関わるスタッフの業務を研修
- ・ 見学、体験した後、ウラジオストク画像診断センターに関して意見交換



3)研修の成果

今回の研修の目的はほぼ達成できた。最大の成果は、ロシア人スタッフがいかに日口の医療環境が違うかを自覚できたことである。

研修を行うまでは、どれだけ言葉を尽くして説明しても理解されない点がいくつもあった。例えば、人間ドック（脳ドック、心臓ドック）とは何か、医療従事者各々の院内における立場や仕事範囲などである。

人間ドックのようなシステム化された検診プログラムはロシアでほとんど普及していないため、それを実施する際に何が必要で、スタッフは何をするべきで、患者に対してどのように結果が伝えられるのかという点がなかなか理解されなかった。今回それが分かり、ではロシアに導入する際にはどのようにするかという議論まで行うことができた。

ロシアでは医療従事者の仕事範囲が制限されており、日本のように、1人の看護師が患者を案

内し、問診を行い、採血も行うということはありません。日本のやり方をふまえて、できるだけ無駄な人員を置かず合理的にロシアで検診を実現するにはどうするかを、ロシア人スタッフが考えられるようになった。

さらに、患者に対して医療従事者が丁寧に接していることが現場で分かったことも大きな成果である。

今後はさらに、

- ・日ロの違いを踏まえた上で、日本式の医療サービスをロシアで提供するためにはどうすべきか。ロシアで第二次予防医療及び人間ドックを広めるにはどうすべきか。
- ・ロシアの法律に違反することなく、日本式の医療サービスを実現するにはどうすべきか。
- ・日本製医療機械の使用法（トレーニング）。

などが課題となる。

4-4. 地元医療機関との提携関係構築に向けた準備

診断センターで検診を開始すると、何らかの治療を必要とするケースが出てくると考えられる。その場合、患者に対して的確なアドバイスをした上で、複数の選択肢を提供できることが重要と考える。選択肢の一つは、日本で治療を受けること、もう一つはロシア国内で治療を受けること。後者の場合、患者のためにも医療従事者同士でスムーズな情報交換ができるよう、紹介先としての医療機関をいくつか確保したい。また、前者の場合も、治療後のフォローを行っていることが分かると、治療を行った日本の医療機関としても安心できる。患者に対して、日ロ相互の信頼関係に基づくサービスが提供できるようになる。

本プロジェクトによる診断センター開設のスケジュール変更に伴い、今年度実際に交渉を行ったのは次の2件である。

- ・ウラジオストク国立医科大学

将来の人材を育てるという視点から提携の申し入れをしたところ、快諾いただいた。今年度は大学内で、第二次予防医療の重要性、循環器・血管疾患の治療方法、がんの治療法の種類をテーマとする講演会を行った。

講義前には、大学責任者と意見交換の場を持った。大学側からは、日本との交流は教師にとっても学生にとっても勉強となる機会であるため、今後も機会を設けて日本で行われていることを伝えてほしいという要望を受け、一方当方からは次のような提案をし、交流を深めていくことで双方了解できた。

- ・診断センターにおける学生及び現役医師に対する講習：画像診断機器の説明、第二次予防医療の重要性、患者に対する医療サービスはどうあるべきか、など
- ・脳神経外科学、循環器学、腫瘍学に関する専門家どうしの交流
- ・リハビリテーションに関する啓発、リハビリテーション普及のための講演・措置など

（地元医科大学はすべてがこの国立医科大学に集約され、将来の医療従事者はここで教育を受けることとなった。大学長としても、教師のみならず、学生や研修医のために、当方との提携が大きく役立つと考えている。）

- ・デンマーク Falck 社による外傷センター

今年オープン予定で現在建設中の外傷センター。手術室、ICU、病室も持っているため、必要に応じて当方の患者の治療の相談を行ったり、逆に先方でさらなる治療が必要とされる場合は日本での治療について相談にのることができる。建設の過程においては、情報交換をしながら、ロシアにおける医療サービスを互いに展開しやすいようにすることを目指す。

4-5. 日本の医療に関する啓発および広報の実施

1)目的

ロシアは一般的に国民の健康に関する知識があまり多くない国である。また、現場で利用されている設備や知識もあまり新しいとは言えない。そのため、本事業を遂行し、診断センターを運営していく上でも、人間ドックの考え方、第二次予防医療の重要性、万一治療が必要となった場合の治療方法を中心に、一般の方から医療従事者まであらゆる人々を対象とした啓発活動が不可欠と考えている。

2)啓発・広報の実施

今年度は、本事業関係者及び建設地既存医療機関スタッフ向けに1件、ウラジオストク国立医科大学教師・学生・研修医・地元医師向けに1件の計2回講演会を行った。

(1) 本事業関係者及び建設地既存医療機関スタッフ向け講演

本事業の基本的なコンセプトを共有し同じ理解を持って目的を実現すること、既存の医療機関スタッフの理解を得てこれからの建設工事を円滑に行うこと、第二次予防医療の理解を徹底することを目的とした。結果、本事業の直接の関係者の理解が深まり、既存医療機関スタッフの理解も得られて本事業による診断センターで一緒に働きたいという希望をいくつもいただいた。また、予防医療を改めて認識してもらうこともでき、目的を達することができた。

(2) ウラジオストク国立医科大学における講演

第二次予防医療の重要性、心疾患・脳血管疾患・がんという三大疾患の診断と治療を中心としたこれからの医療のあり方、本事業において実現したいことについて講演を行った。講演後、関係者並びに大学関係者から大きな反響があり、診断センターのオープンに向けての期待も高まった。尚、地元医療機関の現役医師を講演に招へいするためには、州の保健局長による事前の承諾が必要となる。今回は準備の時間が限られている中で保健局長の承諾を得ることができた。



3)啓発・広報の成果

ヒアリングにおいて次のような反応とコメントをいただいた。

- ・医科大学教授：画像診断器械そのもの、それを利用した画像、それを利用した診断、医療サービスについて興味を持ってもらうことができた。ウラジオストクに開設される診断センターを早く見てみたいとのコメント。
- ・医療関係者：日本で現在行われている画像診断、これからの医療の考え方に感銘を受けた。
- ・本事業における建設担当者：画像診断センターであることだけでも現地における反響は大きく、さらにそれが日本によって行われるので、患者が殺到するはずである。今の段階からさらに事業を拡大することを考えてほしい。

診断センター開設前の啓発・広報としては期待以上の成果が得られた。これを基に、今後の啓発・広報は次の点を目標としたい。

- ・診断センター開設が迫るにつれて、広報の内容を次第に具体化していく。開設前後の段階では具体的な検査メニューを広報する。
- ・今年度の広報の対象は主に医療関係者であったが、次第に現地の一般市民に拡大していく。その後次第に周辺都市、モスクワ方面へも広めていく。第二次予防医療の啓発とともに診断センターの具体的な広報（検査メニューの広報）をリンクさせていく。
- ・対象に応じて情報の見せ方を工夫する。医療関係者に対しては専門的な内容、一般市民に対しては日常の生活習慣への注意喚起もできるような内容とする、など。

4-6. ロシア国内の医療機関・保険会社とのネットワーク構築に向けた準備

○医療機関

4-4 項と同様に、今後検診によって治療を必要とするケースに対応できる医療機関とのネットワークを構築する必要がある。

- ・地元ウラジオストクの医療機関：設備やサービスが比較的充実している医療機関とのネットワーク構築。
- ・モスクワまたはロシア国内大都市の医療機関（高度医療センター）：地元で治療ができず、海外よりもロシア国内を希望する患者を対象とした、地元以外のロシア国内大都市の医療機関とのネットワーク構築。

そのほか、検査設備を持たない地元医療機関からの依頼による一部の検査を行うことができるよう、特に地域の診療所とのネットワーク構築も必要と考えられる。

○保険会社

任意の医療保険の取り扱い件数がロシアで最も多いソガスとの提携を行う。ソガスの中でも特に法人部門と提携することで、ロシアの大手法人による検診（人間ドック）需要に応えるとともに、法人を通して定期検診・予防医療の啓発をしていくことも可能となる。

今年度は、本プロジェクトの概要を担当者に説明したところ、たいへん興味を持ってもらった。特にロシア極東地域において大規模資源開発プロジェクトを行っている法人に対して保険対象となる医療機関として契約が可能と思われる。

さらに、個人の検診費用の負担を軽くするため、法人向け保険のほか、個人向けの保険も利用可能とすることを目指す。そのための要件を来年度以降に確認しながら、実現に近づける。

第5章 当該国・地域における事業展開に向けた検討

5-1. 本事業の展開可能性に関する検証

ロシア国内にまだ日本による医療機関が存在しない現在、また、画像診断が普及していないロシア極東地域において、日本による画像診断センターというコンセプトは、医療関係者だけでなく一般市民に対しても大きなインパクトを与えていることが分かってきた。

すでに現地で期待が高まっている一方、その次の可能性に対する要望も出されている。診断に関しては腫瘍に関する診断をさらに充実させるための PET、治療後の QOL を維持するためのリハビリへの発展について言及する現地の方々もいる。

本事業は原則として、小さく生んで大きく育てる方針である。その一方で、地元の声や要望、需要を正確に把握しながら、将来の可能性を検討していきたい。そのためにも、事業として将来の拡大に必要な資金を生み出していけるビジネスモデルを構築する必要がある。

5-2. 事業計画案

1)事業スキーム及び事業収支の見通し

事業主体としての合弁会社“北斗ヘルスケアコーポレーション”を設立し、事業化に向けて以下の内容を調整した。

◆事業計画検討及び変更内容

①事業スケジュールの変更

ロシアにおける施設整備に伴う資金調達方法及び施設整備上の法制度等の手続き

②施設整備計画内容の変更

現地既存施設及び敷地環境の調査に基づき、既存施設の利用状況と、ロシアにおける既存建物の構造計画上の課題、敷地内の利用状況等を考慮し、新築並びに改修を検討し、保養所“ストロイチェリ”の一部改修と、隣接地に増築棟設置を一体で整備することとした。

③借地・借家料の設定

保養所“ストロイチェリ”の既存施設の一部借家及び隣接地敷地の借地のトータル賃借料の調整をしている。

④社会医療法人北斗によるコンサルタント業務の設定

社会医療法人北斗によるコンサルタント業務として、以下2つの業務を実施する。

- ・医者及び技師の教育・研修
- ・遠隔画像診断

⑤提供する検診サービス内容

検査・診断メニューに関して、以下検診メニューを設定検討中である。

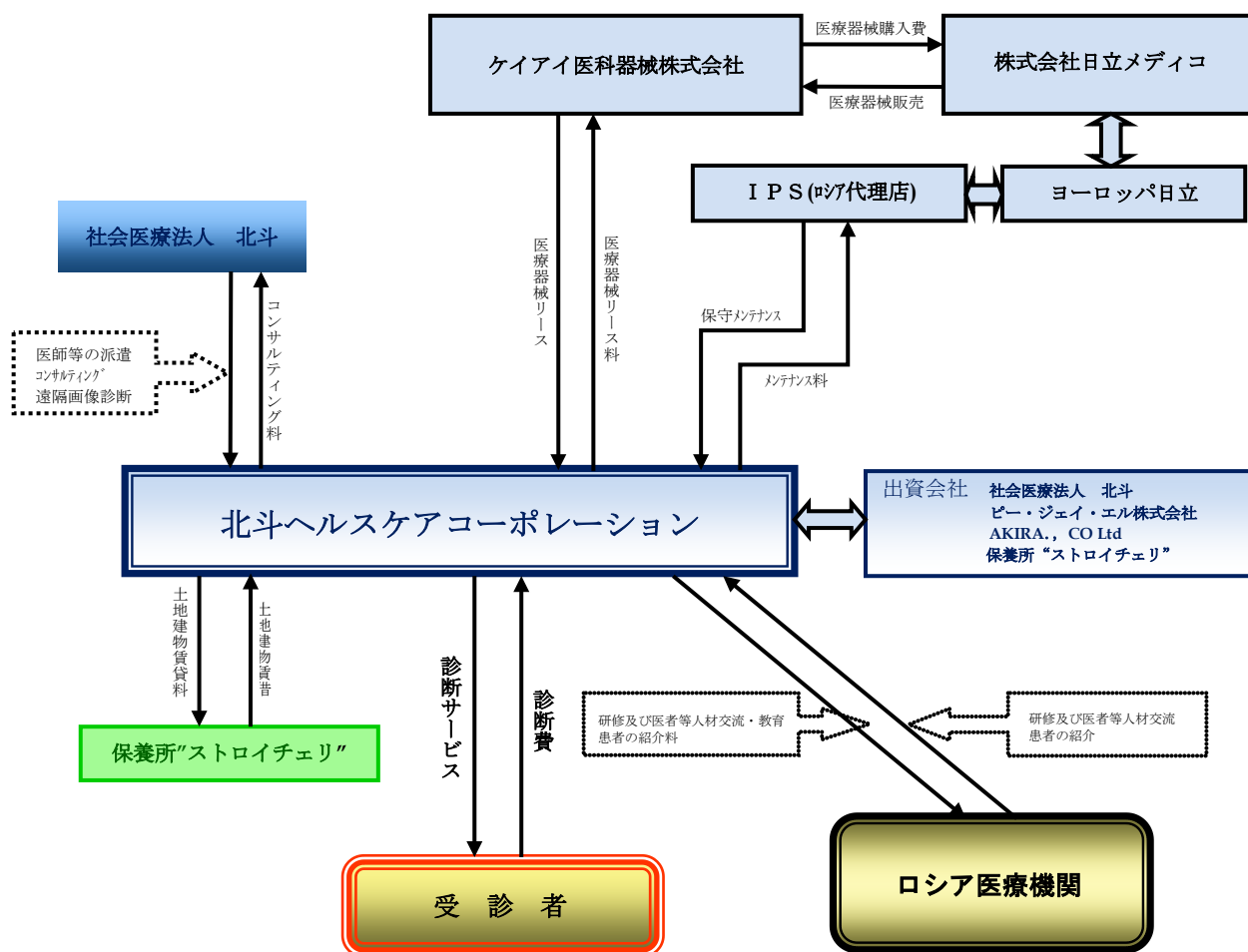
⑥職員計画

日本人及びロシア人医師・技師・看護師及び事務スタッフの配置計画案として以下を想定している。日本人スタッフは帯広の北斗病院における本来の業務があるため、3～4名のチームが約3か月毎に交代する計画である。日本人スタッフは検査技師2名、事務員1名、可能的場合は看護師1名となる。ロシア人スタッフは、責任者1名、事務員1名、医師2名（日本側検査技師と同様の位置づけであるが、ロシアは法律上医師となる）、看護師1名と、ほぼ日本人スタ

ップと対応する。さらに、通訳人材を 2～3 名配置する。

- ⑦ロシア人医師及び技師の人材育成・教育
- ⑧啓発・広告活動
- ⑨増築棟ウラジオストク市よりの建設許可取得
- ⑩改修棟・増築棟施設整備推進
- ⑪医療施設ライセンス取得
- ⑫放射線医療器ライセンス取得
- ⑬主要医療機械　C T及びMR I・エコー等の設置計画

図表・ 2 事業スキーム（修正後）

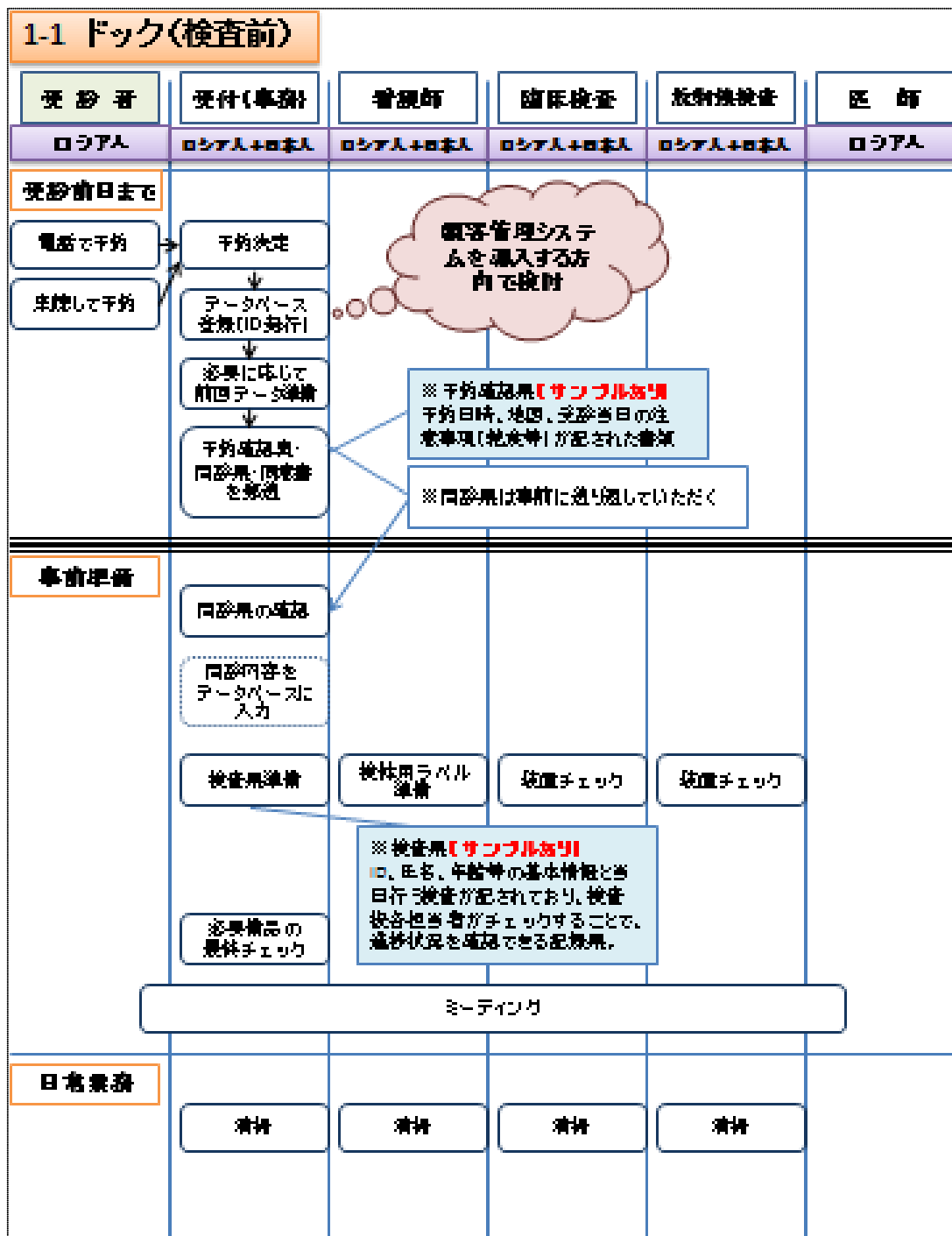


修正前から変更した点は、主要医療機械、CT・MRIの導入スキームの明確化である。ケイアイ医科器械が日立メディコよりCT・MRIを購入してリース、機械の据付・調整及びメンテナンスに関してはヨーロッパ日立及び子会社のIPS（ロシア代理店）にて行う。

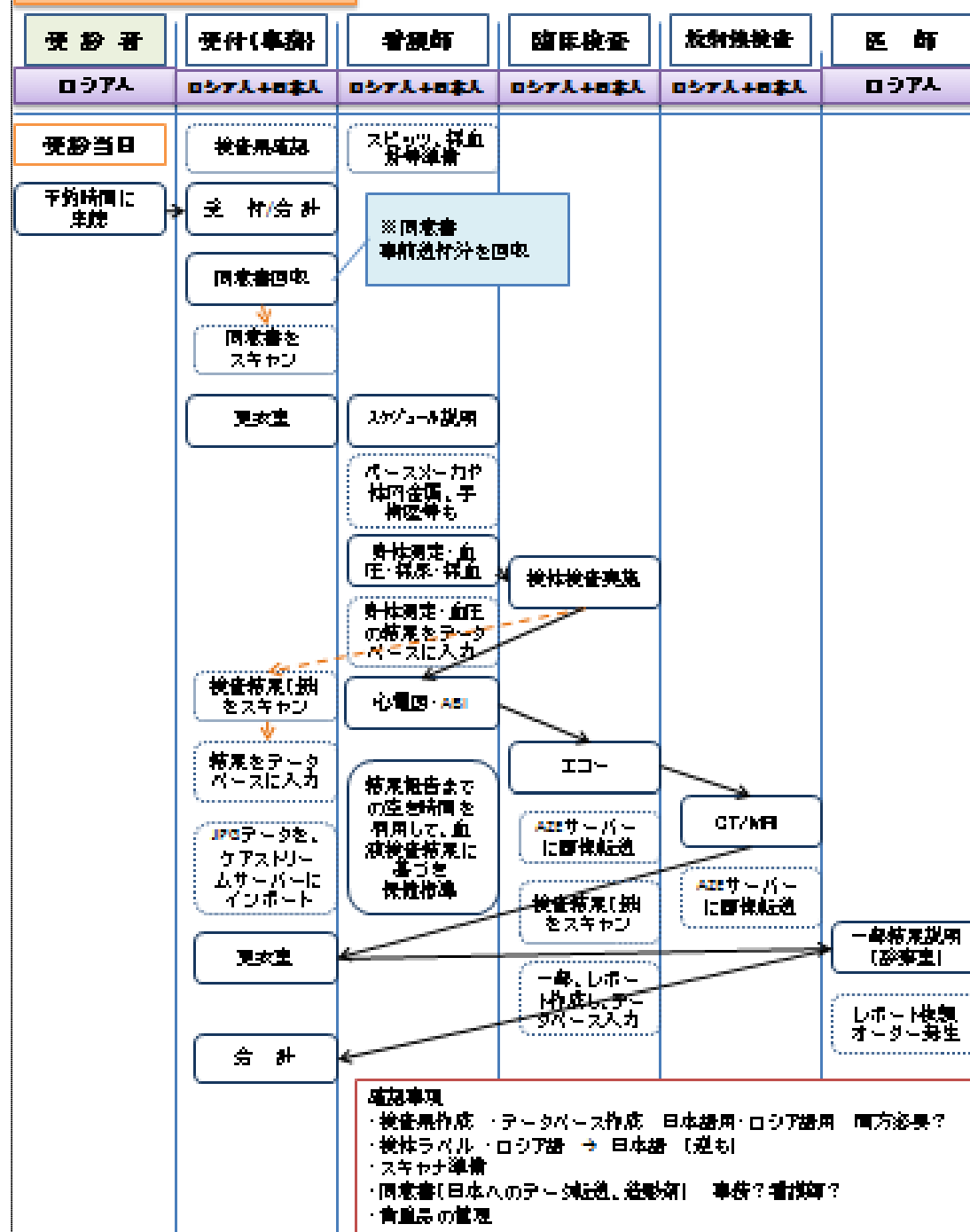
2)実施体制

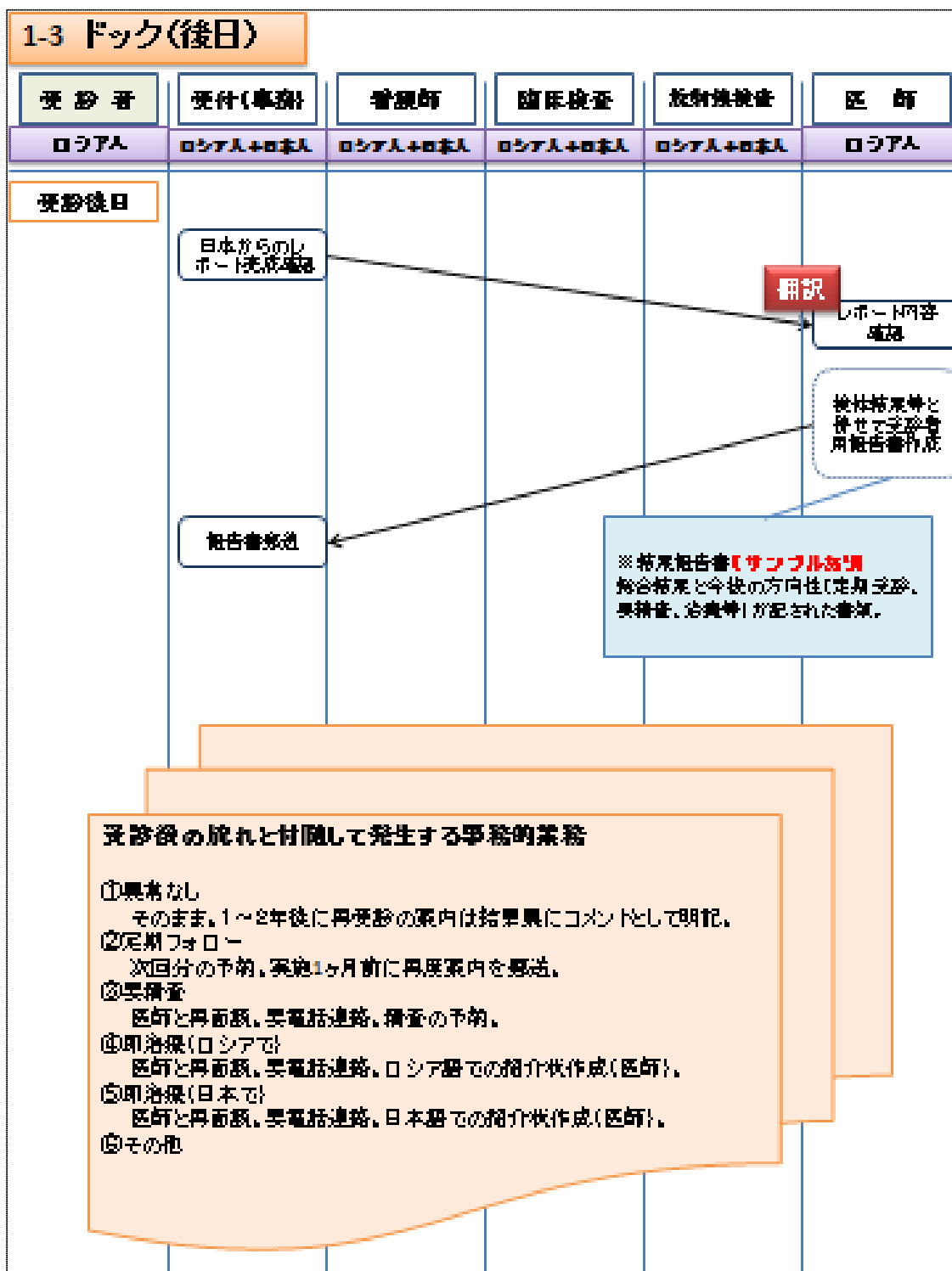
図表・3 事業化時の実施体制及び各主体の役割

以下のような日本側提案に基づき、実施体制の協議中である。



1-2 ドック(検査当日)





3)次年度のアクションプラン

次年度は10月頃にいよいよ診断センターオープンとなるため、今年度実施したことをベースにさらに具体的に事業内容を詰めていく。

現在、次年度の事業内容として以下を想定している。

- ・建設の完了、遠隔診断システム確立、医療機関としてのライセンス取得
 - ・医療機械の輸送、据え付け、検査技師トレーニング、看護師トレーニング、事務担当者トレーニング
 - ・サービス内容の確定、検査の流れの確定、システム運用トレーニング・合弁会社設立者（4者）による経営短期計画、中期計画、長期計画の策定
 - ・日本から派遣されるスタッフに関して必要となる手続き、住環境の整備
 - ・サービスイン後の患者ヒアリング、アンケート。現地医療関係者に対するヒアリング。
 - ・ウラジオストク国立医科大学との交流（講演会開催、セミナー開催など）の定例化
 - ・地元医療機関との提携
 - ・保険会社との提携
- など

5-3. 事業展開に関して政府に期待する事項

本事業のような初の試みにおいては特に、政府間の関係強化、トップセールス外交は欠かせない。今年度実施されているトルコの案件のように、政府間合意というベースがないと案件全体をとりまとめることは非常に困難であると、トルコ案件当事者からもアドバイスを受けた。

現在のところ、本事業は特に政府間合意などのベースのないままに事業を推進しているが、困難を極めている要素の中でも政府間関係があれば改善できると考えられるのは以下の点である。

・医療機械の通関手続き

すでにロシア政府としては「医療の近代化」措置として医療機械に対する税の優遇政策を取っているが、手続き全体を見ると前例のあるものについては優遇措置を受けやすいが、本事業のような前例のないものについては、困難が予想される。具体的には、日ロの間での売買契約が成立していることを証明しなければならず、さらにその契約当事者が日ロ双方とも過去の実績を持っていないため、通関時検査が厳しくなること（抽出検査の実施）が予想される。政府間合意により、通関時の抽出検査を免除するなどの措置が取られるとよい。

・地元設計業者及び建設業者の選定

高度な診断機械（CT 及び MRI）の稼働数が極端に少ないロシア極東地方においては、そのような機械を設置する場所の設計及び工事を的確にできる業者が非常に少ない。CT についても MRI についても、メーカー作成の指導書があるが、現在アサインされている地元業者が英語で作成されているそれを読みこなして設計と工事に反映できているとは思えず非常に不安である。万一指導どおりの建屋ができないと、完成しても全て土台から作り直すこととなるためである。ロシア政府または地元政府に対して経験と実績のある業者を推薦するまたは情報公開する等の支援を期待したい。

・日本人スタッフの業務範囲

ロシアの法律上、医療機関における日本人（外国人）スタッフはどこまでの業務を行うことができるのかが非常に分かりづらい。医師はどこまでできるのか、看護師はどこまでできるのか、ロシアに同等の資格のない画像撮影技師はどこまでできるのか、など、いまだに調査を継続しているのが現状である。ロシアの法律によって、日本と同じようにできないことが多いということ

も分かってきたため、政府間合意により特別な措置を講じるといったことが可能になれば、現地でより質の高い医療サービスを提供できるものと思う。

参考資料

ロシア連邦国家統計局ホームページ

ロシア連邦国家統計局「ロシアにおける保健 2011 年」

ロシア基準データベース「Norma CS」

日本外務省ホームページ

JETRO ホームページ

ロシア NIS 貿易会「ロシア NIS 経済速報」等

WHO ホームページ

※ロシア語原文からの翻訳は全て PJL による。